

令和7年6月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和7年6月18日～19日

場 所 第4委員会室

令和7年6月18日(水曜日)

委員外議員(なし)

午前10時0分開会

説明のため出席した者

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例

○報告事項

- ・令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- その他報告事項
 - ・第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定について
 - ・宮崎県森林環境税について
 - ・令和6年度大気、水質等の測定結果について
 - ・令和7年度海水浴場水質調査結果について
 - ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画(後期計画)の策定について
 - ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画(後期計画)の策定について
 - ・次期指定管理候補者の選定について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員	長	川添	博
副委員	長	下沖篤	史
委員		山下博	三
委員		二見康	之
委員		野崎幸	士
委員		井本英	雄
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

環境森林部

環境森林部長	長倉	佐知子
環境森林部次長(総括)	塩田	康一
環境森林部次長(技術担当)	右田	憲史郎
環境森林課長	川越	勉
再造林推進室長	鳥原	賢治
環境管理課長	黒木	誠
循環社会推進課長	長友	和也
自然環境課長	笹山	寿樹
森林経営課長	宮川	美品
山村・木材振興課長	永田	誠朗
みやぎきスギ活用推進室長	川本	芳光
工事検査監	太田原	潤一
林業技術センター所長	松永	雅春
木材利用技術センター所長	川畑	昭一

農政水産部

農政水産部長	児玉	憲明
農政水産部次長(総括)	原田	大志
県参事兼農政水産部次長(技術担当)	柳田	敬
畜産局長	林田	宏昭
農村振興局長	戸高	久吉
水産局長	西府	稔也
農政企画課長	梶原	正太郎
団体指導検査課長	田村	真一
農業流通ブランド課長	押川	裕文
農業普及技術課長	吉野	史男
農産園芸課長	白石	浩司
畜産振興課長	鴨田	和広

家畜防疫対策課長	坂 元 和 樹
農 村 計 画 課 長	井 上 周 二
農 村 整 備 課 長	山 内 敏 雄
担い手農地対策課長	堀ノ内 修
水 産 政 策 課 長	西 田 貴 亮
漁 業 管 理 課 長	安 田 広 志
漁港漁場整備室長	宇治橋 正 行
工 事 検 査 監	永 野 浩 一
総合農業試験場長	下 田 透
畜 産 試 験 場 長	水 野 和 幸
県立農業大学校長	戸 高 和 也
水 産 試 験 場 長	大 村 英 二

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿一朗
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がございましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いをいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守る

べき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるために静かに傍聴してください。また、傍聴人に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。

資料の2ページの目次を御覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、Ⅰの予算議案として、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」であります。そのほか、Ⅱの報告事項として、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について、また、Ⅲのその他報告事項として、第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定についてなど4項目について報告いたします。

それでは、予算議案について説明いたします。3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正では、表の2行目、一般会計の行を横に見ただいて、左から3列目の補正額の欄にございませうように、1億3,495万円の増額をお願いしております。この結果、右から3列目、一般会計の補正後の額は、213億9,168万3,000円となります。また、表の1行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、226億3,217万2,000円となります。

4ページを御覧ください。

繰越明許費補正についてであります。これは、「山地治山事業」と「地方創生道整備推進交付金事業」の2事業について、関係機関との調整に日時を要したことにより、翌年度への繰越しをお願いするものです。

繰越額は、合計で17億5,350万8,000円となります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

令和7年度6月補正歳出予算説明資料についてであります。

環境森林課の一般会計の補正額であります。左から3列目の補正額の欄にありますように、1億2,310万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり、一般会計が31億5,299万9,000円となります。

それでは、補正の内容について説明します。

下の表の1つ目の(目)環境保全費、(事項)地球温暖化防止対策費の補正額5,648万5,000円の増額ですが、説明及び事業名の欄に記載の2つの事業については、いずれも国庫補助決定に伴う増額補正であります。

まず1つ目、1「県有施設脱炭素化事業」ですが、これは県有施設にLED照明を導入するもので、4,121万4,000円の増額であります。

次に、2「ひなたカーボン加速化事業」ですが、これは、個人や事業者に対し、太陽光発電設備や省エネ設備等を導入する費用を補助するもので、1,527万1,000円の増額であります。

次の段の(目)林業振興指導費、(事項)森林管理推進費の補正額6,661万7,000円の増額ですが、事業内容につきましては、次のページから御説明いたします。

6ページを御覧ください。

新規事業「森林の集約化モデル実証事業」の予算額は6,661万7,000円であります。事業の目的は、森林の集約化を促進するため、集約化に向けた方針の協議や森林調査、所有者探索等のモデル実証を行うものであります。

事業の概要の(2)事業の仕組みとしましては、今回、串間市、南那珂森林組合、林業経営体、県で設置します串間市森林集約化地域協議会に対して、県から補助することによって取組を進めることとしております。

7ページを御覧ください。

現状と課題としまして、県内の森林所有者数は、所有面積1ヘクタール未満が72%を占めるなど、大半が小規模・分散的であります。

所有面積規模が小さいほど再造林率が下がる傾向にあるため、適正な森林経営のためには集約化の促進が必須となっております。

このため、事業内容及び効果の欄にありますように、今回、串間市をモデル地域として、左側の①「集約化推進事業」により、集約化に向けた地域協議会の設立や森林施業等の方針協議、地域説明会の開催により、関係者の合意形成を行うとともに、右側の②「集約化条件整備事業」により、モデル地域の森林調査や森林所有者の探索、所有権移転に関する法律相談等を行いながら、森林の集約化に取り組んでまいります。

○黒木環境管理課長 資料8ページを御覧ください。

補正額は、上の表の左から3列目の欄にありますように、一般会計で430万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3列目、補正後の額の欄にありますように、4億1,142万5,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

下の表を御覧ください。

(目) 環境保全費、(事項) 水質保全費につきまして430万円の増額であります。右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

P F A S対策に伴う補正であります。

これまで、新田原基地周辺の井戸や河川等で、P F A S調査を実施してきたところですが、発生源の究明に向け、さらにP F A Sの暫定指針値超過範囲を特定するための調査や、暫定指針値超過地点周辺の調査などを行うものであります。

○長友循環社会推進課長 資料9ページを御覧ください。

補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますように、一般会計で754万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目補正後の額にありますように、6億5,349万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

(目) 環境保全費、(事項) 産業廃棄物処理対策推進費の754万8,000円の増額であります。事業の内容につきましては、10ページで御説明させていただきます。

新規事業「ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理事業」、予算額は754万8,000円です。事業の目的は、県内で発見された高濃度のポリ塩化ビフェニル(P C B)含有廃棄物のうち、保管・処分を行うべき処理責任者が確知できないものを、県において適正に処理することにより、県民の健康保護及び生活環境の保全を図るものであります。

11ページを御覧ください。

現状と課題でございます。

初めに、P C Bについてですが、P C Bは熱で分解しにくいなど化学的に安定していること

から、かつて電気機器の絶縁油など様々な用途に使用されていましたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となり、昭和49年6月からは、製造・輸入が禁止されております。

本県においては、P C B特別措置法に基づく計画で示された期限までの処理完了に向け、適切かつ速やかな処理を処理責任者へ指導してきたところですが、右側の欄の課題にありますように、昨年12月末、処理責任者を確知できない高濃度P C B廃棄物が3台発見されました。期限までに処理できない高濃度P C B廃棄物は、処理責任者において保管をしていくこととなりますが、この3台が、処理責任者が確知できない不適正な保管状況となると、県民の健康保護等に影響が出るおそれがあります。このため、事業内容及び効果の欄にありますように、処理責任者不明の高濃度P C B廃棄物を、県においてP C B特措法に基づく行政代執行により処理し、現在確認されている高濃度P C B廃棄物の処理完了を図るものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○井本委員 「森林の集約化モデル実証事業」は非常にいいなと思っています。山の上に杉の木を植えると、鹿などが上のほうでは生きられなくて、下りてきているのではないかと思う。また、森林を集約するときは山の上ではなく下にした方が、伐採するときにおいても良いと思うけれども、そういう方針はあるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 今回の集約化の対象は、山の上下ということではなくて、集約化で道がつながっていれば上でも下でも作業ができる。集積という形で1箇所を集めることもあるけれども、基本的には作業を効率的にやるため集約し、上でも作業が必要な山、伐採する必要があ

る山があれば、その辺りの管理、権利を集約化させようという形で、地域を特定し、50ヘクタールぐらいの範囲を決めまして、その中で所有者に当たっていこうという形で進めることにしております。

○井本委員 効率、経済とかばかりで、こんなことになってしまっている。広い視野で整理することも考えていく必要があるが、そういう視点は全然ないのですか。

○鳥原再造林推進室長 この区域を定めるに当たって、今回は串間市都井地区ということで地籍調査が比較的終わったばかりのところを予定しております。

その中で、ある程度区域を絞り込んでやろうということで、町場や農地などがあり、そこから林道とかが入っていれば、そこにつながる森林という考えで対象とし、人工林など、その辺りを集約化していきたい。それをモデル的にどうやって集約していくのかは、地元でも話し合っただけで進めていくことにしております。

○井本委員 付け焼き刃でやるのではなくて、大きな構想の下に、やっていくことが必要ではないのかなと思う。山の上に杉などが植えられていると、切り出すのも大変で、鹿やイノシシとかは食べ物がなく山から下りてきて、撃ち殺されてかわいそうである。動物との共生を考えるとといった大きな視野は全くないということですか。

○右田環境森林部次長（技術担当） 委員のおっしゃる御意見、大変重要な論点だと思っております。

県の森づくりにも関わる話だと思っておりますので、そういった視点も、これから人口減少も伴いながら労働力も少なくなっていくという中で、県の森づくりをどうしていくのか、これからまた長期計画の見直しのタイミングにもあ

りますので、今後しっかりと示していければなと思っておりますし、委員がおっしゃられた視点も、取り組んでいきたいと考えております。

○山下委員 以前、境界明確化事業をやっていましたよね。これだけ森林伐採が進んでいる中で、今回は串間市をモデル的にやろうということですが、この都井地区はまだ地籍調査が進んでいないところをやるのですか。

○鳥原再造林推進室長 都井地区につきましては、令和5年度に地籍調査が終わったばかりで、比較的所有者データとか、境界データが新しいところで今回取り組むことにしております。

○山下委員 都城市の地籍調査の進んでいるところは、伐採が計画的に進んできました。まだ整備されていないところ、例えば、都城市中郷地域とかはまだ調査が進んでいなくて、木を切る場所がないです。だから私は過去、境界明確化事業等で、いろんなことを取り組むのだけでも、なかなか境界がはっきりしない。だから木を切れないので、そういうところがどんどん取り残されていくのですけれども、その対応はどう考えているのですか。例えば、明確化されているところだったら、この事業は何度でも持ってこられると思うのですが、その境界明確化が進んでいないところが前に進まないと思っています。その課題はどう捉えていますか。

○宮川森林経営課長 境界明確化事業につきましては、境界確認を南那珂地区でやっています。県では航空レーザ測量を行った後に市町村に情報提供をして、その地籍の案とかを作成してもらうなど取組をしているところです。

○山下委員 実績はどれぐらい出ていますか。

○宮川森林経営課長 ほかの補正で出しており、今後、一ツ瀬川計画があるのですけれども、これまでの実績につきましては、日南市、椎葉村で令和5年度から事業を実施しております、

今年からは、西都市で測量を行う予定でございます。

○山下委員 以前、山の価値がある頃は、山の境界も分かっていた。三十数年経過して、山の価値が下がって、もう荒れ放題になって、山に行く人もいなくなったことから、境界が分からないところが残っているのです。だから、私は境界明確化事業でドローンを活用して、そういうところの調査がかなり進んでいくのかなと思ったのです。例えば、都城市で、私が市議だった時代から山林の地籍調査をどんどん進めようということだったのですが、測量経費が年間5,000万円ぐらいの予算では進まない。だから、森林組合と一緒にドローン等を利用して境界明確化に取り組むということをやっていたと思うのですが、どれぐらい実績が出ているのか聞きたいのです。

○宮川森林経営課長 航空レーザ測量の実績になりますけれども、日南市のほうで実施しましたものにつきましては、9,966ヘクタールの面積を撮影しております。椎葉村で実施しました実績でございますけれども、9,550ヘクタールございます。今年の西都市につきましては、測量はこれからですので、はっきりしていません。このようなデータを地籍調査にも活用しまして、地籍調査が進むように取り組んでいきたいと考えております。

○山下委員 約9,000ヘクタールが実績ではないはずですか。

○宮川森林経営課長 境界明確化事業の実績は平成29年度から取り組んでおりまして、面積がトータル6,945ヘクタール実績でございます。

○山下委員 都城市は約6,900ヘクタールの中に入っているのですか。

○宮川森林経営課長 日南市と串間市の実績でございます。

○山下委員 大きな課題なのに、都城市はなぜ実績がないのですか。

○宮川森林経営課長 この事業を実施するに当たりまして、事前に要望調査を行っております。その要望調査が上がってきていないということで日南市、串間市で取り組んでいるところです。

○山下委員 申請をまとめるのは行政、それとも森林組合ですか。

○宮川森林経営課長 市町村が申請することになります。

○山下委員 この事業というのは、今も継続があるのですか。

○宮川森林経営課長 今もございます。

○山下委員 市町村負担はどれぐらいあるのですか。

○宮川森林経営課長 市町村の負担は4分の1でございます。

○二見委員 「森林集約化モデル実証事業」は、ほかの課にも関係している内容が入っているのかなと感じました。今回、この串間市でのモデル事業を実証的に、環境森林課がやるということになっているのですか。

○鳥原再造林推進室長 今回の事業につきましては、国の公募事業でございまして、昨年度末に少し募集があり、手を挙げたのが南那珂森林組合、串間地区で、全国的に15府県が採択されております。国としましては、実際にモデル的にやってみて、こういう集約化作業にどういう問題があって、どういう成果が出てくるか、ノウハウ、人探しとかを今年、来年行い、成果を集めて各県に広く周知するような考えで取り組んでおります。今回はモデル的に串間市でやろうということで、環境森林課で所管してやることにしています。

○二見委員 作業の効率化だったり、境界の話だったり、この所有者並びに所有権ですよ。

林業は年数のかかる事業なので、特に物件関係になってくると、所有者が変わったりするではないですか。世代が交代して、所有者が宮崎県にいるかいないかとか、これまでもいろんな林業に関する諸課題が出ています。今回のモデル実証事業でそういった諸課題をクリアできるようなシステムを考えられるスキームになっているのか分かりませんでした。例えば、所有者の探索は、何か特別な手法を考えているのですか。

○鳥原再造林推進室長 今回のモデル事業の中で、所有権の移転を目標といいますか、法律の専門家も交えて相続とか所有権の移転手続とかどこまでできるのか、こういうケースのときにはどうなるのかというノウハウを集めようということで取り組んでおります。

これまで所有権の移転は所有者同士でしていましたが、それがうまく進まなかったので、今回はモデル地域を設定して、マッチングさせて集約化につなげていく。そのためにどういう作業が必要なのかを、今回、実際やってみようということにしております。

○二見委員 所有者の方が木を植えたとき高齢だった場合は、もし伐期が来ていけば1世代、場合によっては2世代ぐらい相続が発生したりするわけですね。相続が発生しているけれども、実際には登記がされていないとか、そういう事例は今までも見ているわけです。そこを今回、法律家を入れてやっていくけれども、これまでもいろいろ事例はあったはずでしょうし、行政としてそのあたりの検証はしていなかったということですか。これまで議会とかから話が出ていたと思うけれども、対策はできていなかったということなのではないでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 民民の取引、売買はやってきたのですが、昨年度から所有権移転して

登記する場合の費用助成や、あと今年度からの新規事業として相談会とかを開こうということです。これまでも森林組合に相談があった分も、法律の専門家、行政書士、司法書士、弁護士を交えてやることで計画しております。

これまでやれていないのかというところで、そのあたりも行政側が支援してやっていけないかということで取り組むことにしています。

○二見委員 相続関係の法整備が変わり、2年以内に登記しなければならぬとか、相続手続をしなければ罰則があるなどだったかと思えます。その動きのなかで、動き出した事業と受け止めていますけれども、そういうことですか。

○鳥原再造林推進室長 法律が改正されて、そういう規定ができたのですが、確知してから届け出れば、そのままでいいというような条件があり、そのあたりをできるだけ早くクリアにしたい思いもありますので、こういう事業でそのあたりをやっていければということで取り組んでおります。

○野崎委員 林地台帳や登記簿を見ても所有者が分からない方が相当数います。だから、市町村と協力し合いながら所有者を把握しておかないといけない。

このモデル地域は地籍調査が終わっているところを対象にしているとのことですが、地籍調査が終わっていないところも含めてしないと、境界を明確化することは同じですからね。先ほどデータの話がありましたけれども、境界を確認するにあたって、机上で説明する流れになるのかなと思います。そのデータをどう活用するのか、地籍調査にどう反映するのか、所有者をどう納得させるのか、そこから始まります。やりやすいところばかりやると、まだ終わっていないところがまた手間がかかると思っているのですが、いかがでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 所有者不明とかそういうところは探索するのも難しかったりしますので、地籍調査が終わっているところをやって、難しいところを今後進めていくというような展開の方向かと思っております。ただ、お話にあるとおり、条件が厳しいところがありますので、まず地籍調査が進むために、この林業で何かできないかといったときに、先ほどの境界明確化のデータを市町村に渡すなどやり、不明なところは今後も進めていかないといけないという認識はございます。

○二見委員 実証事業なので、いろんなやり方、諸課題とかを1回ブラッシュアップして、次に活かすというようなことだと思います。森林の面積はかなり膨大なわけで、今回のモデル実証事業は20ヘクタールであり、何万ヘクタールある森林事業に活かせるような実証事業になるわけです。今回の事業をやって諸課題があって、また次にステップを踏んでいかなければいけないけれども、対策の見通しが分らないです。

○鳥原再造林推進室長 当事業につきましては、2カ年計画にしております。ただ、予算もございまして単年度で令和7年度はやりませけれども、これが国のほうで集まったときに出てくるデータで、2年後に積み上がってくると思いますので、またそこで新たな課題とか、難しいところでも何か解決策が見つければ、そこからまた紐解いていくことで、課題解決に取り組んでいきたいと思っております。

○下沖副委員長 この集約化をなぜしたいのでしょうか。伐採して搬出するためにその集約化が必要なのか。なぜ集約を今回モデル実証したいのか、目的と理由が、この文章だけでは分からなかったので教えてください。

○鳥原再造林推進室長 所有者が不明になって、このまま相続されずに、知っている人もいなく

なるような状況が進んでいきますので、それを食い止める。そのためには経営管理ができる人に林地を集約化していこうということです。所有者が自分で管理できる方は全然問題ないけれども、そうではない方たちで希望があれば、それを受けられる林業経営体、事業体とマッチングしていく。国にもありますけれども、今後そうやって管理されない森林を管理できる人に管理してもらおうという動きで、この事業に取り組むこととしております。

○下沖副委員長 不明確を含めて明瞭にしていきたいのは分かるけれども、そこを集約化したいというニーズがあるから、そこを集約化するのか、それとも境界線を出して不明者とかいて、ここを誰か管理できませんかというマッチングをするのが目的なのか、どちらでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 作業の効率化というのも1つのポイントでございます。伐採、間伐とかするにあたって、1箇所で一気にやってしまう。機械を持っていったら、その場所である程度の面積をやることができるけれども、小さい面積になると効率が悪かったりしますので、そういった面での効率化はあります。また、所有者の意向と言いますか、造林して伐採するまで管理していければ全然問題ないのですけれども、途中で自分ではできないという方がいれば、タイミングがありますけれども、どうやれば経営者に移行させていけるのかなどにつながっていくのではないかと思っております。

○下沖副委員長 ニーズがあって集約化なのか、目的がはっきりしなかったなので、結果を含めてどう検証していくのか質問しました。

あと、市町村によって航空レーザ測量をしているところもあると思うけれども、これはドローンや地形データとかも含め、測量内容は一緒ですか。

○鳥原再造林推進室長 測量につきましてはレーザー計測を基本に考えております。

○下沖副委員長 木の高さ、本数とかを測って、その立米数を出すとかいう測量とは違い、地形データや山のデータだけの測量ですか。

○鳥原再造林推進室長 山の木の大きさ、樹高とか、あと地形関係のデータ、あとそれを基にして境界関係の判別とかにも使えるかと思えます。あと、基本的には空中からドローンとか、ヘリや飛行機といろいろありますけれども、レーザー計測をして、そういったデータを収集する。今回の取組として、現場の写真・動画を、山に行かなくても見せられるようなシステムを作ろうとしております。

○下沖副委員長 その動画とかで立ち合い時の境界線を判別できるのですか。

○鳥原再造林推進室長 今回の取組では衛星を使った通信網を整備して取り組もうと思えます。公民館とか集会所にいて、そこまで通信網をつなげて、山の写真等が見られるようにという形では考えております。そういうシステムを今回導入して活用しようとしております。

○下沖副委員長 それで、立ち合いはいらなくなる考えですかね。

○鳥原再造林推進室長 現場での立ち合いはせずに、そういった形で遠隔でできないかという取組を考えております。

○下沖副委員長 それで境界線を確定すると、まず当人同士が画像と山のデータを見て、ここで境界線を確定できるということですか。

○鳥原再造林推進室長 そこまでいけばいいと思っております。

○下沖副委員長 それができたら大分いい事業になってくると思えます。

山を相続したことを知らない方たちもいると思うけれども、民法が改正になって知り得た時

期から2年以内に名義変更とかしないといけな。あと罰金が10万円くらいだったと思うけれども、今回そのあたりの法律相談も対応してくれるということですか。

○鳥原再造林推進室長 今回のこのモデル事業の中でも、その辺りをどこまで調べられるのか、法律的に権利関係がどこまであればできるのか、権利関係の移譲とかもできるのかなども取り組もうとしております。

○下沖副委員長 相続に関して、国庫に戻すとか、県が管理するとか想定されると思うけれども、そこら辺も想定されていますか。

○鳥原再造林推進室長 今回、どこまでいけるのか、はっきりするのはこれからですが、最終的にそういう選択になれば、それも有り得るのかなと思えます。

○下沖副委員長 管理できないとか、相続したくないという方たちも出てくると思うので、国庫に帰属する制度とかも周知して、それを県が国庫に入れて、それから組合とかに譲渡していくとか、売却するとか、そこら辺も出てくると思うので、いろいろ想定してやっていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 資料5ページの地球温暖化防止対策の県有施設LED化について、今、この事業を含めて、県有施設ではどの程度LED化が進んでいるのか、教えてください。

○川越環境森林課長 行政の庁舎とか、産業系の農業試験場とか、そのほか博物館、芸術劇場、あと青少年自然の家とか、そういったものを含めて行政系施設とっております。この行政系施設が253施設あり、このうち、倉庫単独の建物とか、トイレ単独の建物とかありますので、それらを除きますと、大体127施設あります。この施設のうち、おおむねLED化が進んでおりますが、全体の44%、56施設になっております。

○前屋敷委員 まだ、半分にっていないというところですね。LED化は経費もかなりかかるということですが、今回の補正は国の予算のようで、独自の県予算も含めて、今後の対応が必要かなと思います。

2つ目の「ひなたゼロカーボン加速化事業」について、これは太陽光発電設備などの設置ですが、この1,500万円で何件分になるんですか。

○川越環境森林課長 今回の補正分でいいですよ、追加で13件を見込んでおります。

○前屋敷委員 この13件は、主にどういったところに設置するのでしょうか。

○川越環境森林課長 これは、個人や事業者向けに、現在、公募しているものですから、どこの施設かは決まっているわけではございません。

○前屋敷委員 個人と言われましたけれども、以前から県の独自予算で個人もあったんですよね。今回は、個人で申請も可能ということなんですか。そうであれば、告知の仕方もいろいろ出てくると思うんです。

○川越環境森林課長 現在、公募しております。個人、事業者いずれも対象になっております。

○前屋敷委員 どういう募集方法ですか。

○川越環境森林課長 事業者にも募集も委託しております。県庁のホームページでも掲載し、受託した事業者もPRするよう努めております。

現在、募集という話をしましたけれども、今週末からでした。

○前屋敷委員 この募集をかけるのも事業者にも委託されているということですが、県のほうからも中身については、委託先と綿密な打ち合わせとか、13件という範疇でするので必要かなと思います。これは、予算の上限があるんですか。

○川越環境森林課長 この補正で1,500万円ほどですけど、これ以外にも、令和7年度当初予

算もありまして、それが2億2,400万円ほどあります。合計で2億3,900万円ほどになるんですけども、それと合わせて、今週金曜日から募集するというようになっております。

○前屋敷委員 補正で追加をして、額を増やしているわけですね。大いに活用できるように、周知を徹底してほしいと思います。

○山下委員 ポリ塩化ビフェニルについて、昭和49年から製造、輸入が禁止されているのに、なぜ今こういうのが発見されたのか、また、どこで発見されたのか教えてください。

○長友循環社会推進課長 昭和49年から製造、輸入も禁止されておりますが処理が非常に難しいものですから、なかなか処理施設の設置ができなかったところであります。

資料10ページの真ん中に処分業者と書いておりますが、国が国出資の中間貯蔵・環境安全事業株式会社を作りまして、ようやく処分が可能になりました。昭和49年あたりから、各事業者がずっと保管をしていた状況でありまして、近年、この処分業者で処理が可能になってきたというところがございます。

処理を処理業者にやってもらうということで周知をして進めてもらっていたこととは別に、今回、発見された3台は、住宅地の民家の中に投棄されているものが見つかったということでごさいます。それがそのまま置いておかれると、保管事業者もいませんので、県で引き取って、行政代執行で処分をするということでごさいます。

今のところこの3台のほかに、県内で見つかったもので処理事業者がはっきりしているものが21台あるんですけども、それらを含めて今年度中には処理を終える見込みです。

○山下委員 このコンデンサーは、何に使われたのですか。

○長友循環社会推進課長 コンデンサーとは、主に電気機器、事業所のキュービクルとあって、電気の別棟にあるものでして、電気を蓄電したり、電気の移送ですけれども、交流で電気の力率が進まないものを良くするための施設として、このコンデンサーの中に絶縁油としてPCB廃棄物が多く入っているところがございます。

○山下委員 この処理事業者は、東京都、北海道と書いているけれども九州にはないんですか。

○長友循環社会推進課長 かつて全国に5か所ほどありまして、九州では、北九州に事業所があったんですけれども、各事業所が設置している自治体といつまでには撤去してくださいとか約束があり、北九州の事業所は令和5年度まで受入れをやっておりました。今、北九州の事業所がありませんので、宮崎県で発見されたものは、北海道まで運んで処理をする状況です。

○山下委員 キュービクルは、一般的にかなり普及しています。例えば、大型の畜舎とか農業関係でもキュービクルを導入しているところがいっぱいあるんです。そういうところのキュービクル関係のものにコンデンサーがあるということは、かなり県内にはあるということです。

放置されていたことが疑問に思うんですが、バッテリーだったら、これは回収業者が機械やバッテリー更新とか、かなり適切に行われていると思うんです。このコンデンサーという意識付けは一般的に周知しているものですか。

○長友循環社会推進課長 このコンデンサーのうち、劇物であるPCBが含まれているのは、主に昭和49年以前のものであります。周知としては、県では平成19年から取組をしているところですが、新聞広告とか、いろんな周知PRをさせてもらっております。事業者向けにキュービクルの中に、昭和49年とかで製造されたコンデンサーはありませんかという呼びかけ

をやってきたところです。主に銘板を見れば、製造年月日が分かります。

○山下委員 昭和49年以降は、その劇物が入っていないという認識でいいわけですね。

○長友循環社会推進課長 昭和49年以降は基本入っていないけれども、意図せずに製造工程の中で紛れ込んでしまったら、それは低濃度として、掘り起こしを進めているところです。

今回処理するのは、例えば、コンデンサーの中にPCBが多く入っているもので、それは危険なので、行政代執行で処分をするところです。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 資料12ページを御覧ください。

令和6年度の議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

まず、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

事業ごとの繰越額は、12～14ページにかけて記載しております。

14ページを御覧ください。

表の一番下の欄にありますとおり、環境森林部全体で32事業あり、繰越額は合計で113億6,488万6,409円となっております。

繰越しの主な理由としましては、工法の検討等に日時を要したことや国の補正予算の関係により、工期が不足すること等によるものです。

15ページを御覧ください。

次に、令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。

表の一番下の欄にありますとおり、環境森林部全体で12事業あり、繰越額は合計で26億9,256万1,059円となっております。

繰越理由につきましては、表の一番右側の説明欄に記載しておりますが、災害の発生により、工法の検討等に日時を要したこと等によるものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料13ページ、「森林整備事業」と「地方創生道整備推進交付金事業」について、事業内容を教えてください。

○宮川森林経営課長 「森林整備事業」の事業内容でございます。

内容につきましては、造林、下刈り、間伐、防護柵、作業道等の森林整備に要する経費でございます。

「地方創生道整備推進交付金事業」につきましては、路網の整備、林道の開設、改良などが事業メニューでございます。

○山下委員 この事故繰越しで、環境森林部における入札不調は、何件くらいあって、原因は何なのか教えてください。

○笹山自然環境課長 入札不調の原因としましては、災害があって、復旧箇所が多くなったりすると技術者不足になります。現場での技術者が配置できないといった理由により、工事が受けられないという現実的な問題がございます。

○山下委員 何件あるか分かりますか。

○笹山自然環境課長 当部での入札執行につきましては、令和6年度112件ございまして、そのうち43件が入札の不調、不落になってございます。

○山下委員 災害が絶えず起きていますから、これから繰越し、事故繰越しもかなり増えてくるような気がするんです。技術者不足なのか、

環境森林部の工事箇所が奥山になることが多いことに原因があるのか。それらに対して、安い単価設定をしているのか、いかがでしょうか。

○笹山自然環境課長 やはり山間地の工事が多いということで、現場は急峻で、土質も悪いので、町場に行けばすぐそこに現場があるのに、山に行くと林道や作業道を通って時間もかかるので、町場との差は実際ございます。

また、建設業者数も近年減っているところで、業者の中でも、やはり技術者の減少もあるということがございます。

そういうことを解消するために、当部では工事の平準化を図るという意味で、技術者が空いているときに工事を始めるといった余裕期間制度とか、受注状況の算定の特例措置とか、あと不調、不落の多い現場については、そこが完成したときには、工事成績に2点を加えるとかをやっております。

また、事業費につきましては、山間僻地もございまして、共通仮設費の補正をやっているところなんです。

○山下委員 宮崎県の森林面積は県土面積の76%ぐらいで、そういうところに人も住んでいますから、地域を支えているということで、災害復旧も待たないでしろと思うんです。今は建設業でも技術者がほとんど高齢化していて、もう人手がないのは御案内のとおりです。

総合評価方式の中でも、技術者をこれだけそろえないといけないとか、県土整備部、農政水産部、それぞれで話をしながら進めているだろうと思うんですが、特に環境森林部は、抜本的な改革をやっていかないと、解決できないと思うんです。

平場とは違うんだということを言われましたけれども、環境森林部としての地域性を考えた中での入札の在り方や、単価の出し方も検討し

ていかないと、災害復旧が遅れていくような気がします。その検討というのは、環境森林部として考えないのですか。

○笹山自然環境課長 工事の成績点に2点加えることによって、業者のメリットが増えること、あと、特に環境森林部の工事は、先ほど言ったような形での工事が多いことから、受注の手持ち工事についてカウントしないといったメリットもやってございます。

○井本委員 事故繰越しは、昔から多かったですか。また、土木関係も同じようなものですか。

○笹山自然環境課長 県土整備部のことについては、分かりかねるんですけども、当部においての事故繰越しについては、このような形で起こっているというところでございます。

事故繰越しが起きた原因が、災害関係で工事をやって、その年度にまた被災するなり、連絡道が通れなくなったり、そういうのを復旧して、また本体に行くということで、やむを得ない繰越しの期間と捉えてございます。

○井本委員 災害が増えれば、人手もかかるし、お金もかかる。技術者の問題もあるだろうけれど、対策をやっているんですか。

○笹山自然環境課長 余裕期間制度を活用して、余裕工期を持って確実に現場に入れるような形での工事とかの対策をやってございます。

○井本委員 災害復旧のところを見ると、道路管理者との協議や対策工事に日時を要したというのは、連携が出来ていないだけのような気がして、これはすぐに改善できそうな気がするんですが、どうでしょうか。

○笹山自然環境課長 資料15ページの下から3行目にあります「県単林道災害復旧事業」の説明書きのところでございます。道路管理者との協議とありますけれども、林道の下方に県道がございまして、その復旧等に当たりまして、

その道路管理者と工法とか、落石が起こらないような対策、そのような対応の協議が必要でありまして、今回、日数を要しまして繰越しとなっております。

あと、先ほど事故繰越しが多いという話もありましたけれども、林道と路網のほうを所管しているんですけど、災害が多くて、1路線で複数箇所の災害があったりするものですから、最初の復旧が進まないと後ろの工事が着工できない、もしくはその工事箇所に行くまでの道路が被災しているんで、その災害復旧工事が進まないと工事に着手できないという理由あるので、繰越しが多くなっていると考えております。

あと、やはり山間奥地ということで、先ほどの対策に加えまして、現場条件にあった積算というのが必要だと考えており、必要に応じて見積りを取りながら、設計に反映するなどの対応を進めながら、早期受注と完成に取り組んでいるところでございます。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川越環境森林課長 資料16ページを御覧ください。

現行の第八次宮崎県森林・林業長期計画について、今年度、改定作業を進めておりますので、改定計画の骨子（案）について説明いたします。

第1章の計画改定にあたってでは、計画改定の趣旨や計画の位置付け、計画期間、改定方法について記載し、第2章の森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢では、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化や現状と課題、期待される役割について記載を予定しております。

次に、第3章の計画の目標と施策の基本方向ですが、第1節に、目指す姿と基本目標の項目を配置し、今回、記載内容の見直しを検討しております。

具体的には、緑色で表示している長期的に目指す森林の姿を新たに盛り込みまして、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」や「再造林推進条例」の2つの条例の理念に基づき、水源涵養等の公益的機能と併せて、木材等の生産機能のそれぞれがより高度に、かつ持続的に発揮される森林づくりについてイメージをお示ししていきたいと考えております。

また、オレンジ色で表示している5年後の素材生産量と将来の森林資源では、長期計画に沿った素材生産や再造林を行った場合の森林資源への影響を数値で確認するため、本計画終期である5年後の素材生産量の目標のほか、現在の伐採量や目標とする再造林率からシミュレーションした森林資源の将来の見通しについて記載を予定しております。

なお、基本目標は、現行計画と同様に、持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立とし、第2節で、施策の基本方向と施策体系について記載を予定しております。

17ページを御覧ください。

第4章の基本計画ですが、基本目標の達成に向けて、第1～3節の項目で、施策の方向性の記載を予定しております。

次に、第5章の重点プロジェクトですが、改定計画では、昨年度から取り組んでおりますグリーン成長プロジェクトによる再造林対策の継続性を確保するため、青色で表示しています再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制等の充実、再造林を支える担い手・経営体の確保、林業採算性の向上を図る新技術等の実装、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大の新たな4つ

の重点項目について記載を予定しております。

次の第6章の地域計画では、西臼杵支庁・各農林振興局ごとに、地域の特性を踏まえた重点的な取組について記載し、最後の第7章の計画の実現に向けてでは、計画実現のため、関係者の役割等について記載を予定しております。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税について御説明いたします。

本税につきましては、課税期間が今年度までとなっておりますことから、現在、今後の在り方について検討を進めているところであります。

まず、1の宮崎県森林環境税の概要としまして、(1)の目的及び沿革にありますように、本税は、県土の保全や水源の涵養など、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、県及び県民等が協働して森林環境の保全に関する施策を推進することを目的として、平成18年に導入して以来、5年ごとに延長してまいりました。

右側の表(2)の税額等について、個人で年額500円、法人で法人県民税の均等割に5%相当を上乗せした金額となっており、令和6年度の税収額は、合計で約3億2,400万円が見込まれております。

(3)の使途事業と主な成果について、県内で活動するボランティア団体数が、税導入前の70団体から201団体と約3倍に増加したほか、本税導入後に始まった企業の森づくりの協定締結数が延べ79団体となるなど、県民の理解と参画による森林づくりを進めております。

また、水源地上流域など森林を対象とした広葉樹植栽等の支援により、公益的機能の高い森林づくりや森林環境教育による次代を担う人づくりを行っております。

19ページを御覧ください。

2の県民意識調査の結果についてです。

税制度の今後の在り方等について県民の意向

を把握するため、昨年度にアンケート調査と意見交換会を実施いたしました。

(1) 県民アンケート調査の結果、①の税の仕組みや用途等については、青く表示している約7割の方が、「評価する」または「どちらかといえば評価する」と、一定の評価をしており、②の税の継続については、7割を超える方から「賛成」または「やむを得ないと」の回答がありました。

また、③の税額につきましては、約7割、ここでは66%と記載しておりますが、その方が現状の年額500円が「妥当」との回答が得られました。

なお、資料には記載しておりませんが、県内企業500社に対しまして同様にアンケート調査を実施しており、県民調査と同様の結果となっております。

資料の20ページを御覧ください。

(2) の意見交換会につきましては、昨年県内7か所で行いまして、様々な御意見をいただいております。

1つ目のポツにありますように、税の継続について82%の方から、「賛成」または「やむを得ない」という回答がありました。

また、3つ目のポツの森林の持つ公益的機能を将来にわたって守る必要があるという御意見や、4つ目の将来を担う子どもたちが森林の良さや役割を知るための体験活動の実施、下から2つ目の税の仕組みや事業内容についての普及啓発を望む御意見や、一番下の国の森林環境税との区別を明確にするため、宮崎県森林環境税の名称を変更した方がよいという御意見などもありました。

最後に、3、今後の進め方についてですが、6月に宮崎県森林環境税活用検討委員会で、有識者から税使途事業や今後の方針につい

意見聴取を行います。

また、7～8月にかけて、税の使途事業の検証や今後の方針について検討を行った後、9月の環境農林水産常任委員会で、今後の方向性について御説明させていただきたいと考えております。

その後、9～10月にかけて、パブリックコメントを実施するとともに、2回目の活用検討委員会で使途などを含めた基本方針案について意見聴取を行うなど、次期宮崎県森林環境税についての検討を進め、延長の方針となりましたら、11月議会に条例改正案を提出する予定でございます。

○黒木環境管理課長 資料21ページを御覧ください。

令和6年度大気、水質等の測定結果について御説明いたします。

1の目的としましては、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づき、大気や水質などの汚染状況の監視を行うものであります。

2の測定結果の総括であります。本県の大気、水質、ダイオキシン類の測定結果は、一部の項目で環境基準を超えておりましたが、おおむね良好な状況でありました。

それでは、大気、水質、ダイオキシン類の順に御説明いたします。

22ページを御覧ください。

3の大気の測定結果についてであります。

(1)の大気汚染常時監視では、環境基準が定められている右の表1の二酸化硫黄以下6項目について測定を実施いたしました。

その結果、二酸化硫黄では、都城高専測定局など3局で環境基準を未達成、二酸化窒素は全ての測定局で基準を達成、光化学オキシダントは全ての測定局で基準を未達成、浮遊粒子状物

質、微小粒子状物質、一酸化炭素につきましては、全ての測定局で基準を達成しておりました。

(2)の有害大気汚染物質モニタリング調査では、ベンゼンなど4項目について、県内4地点で測定を行い、全てで環境基準を達成しておりました。

(3)の今後の取組は、良好な大気の状態を維持するため、常時監視や発生源に対する監視指導を継続し、また、光化学オキシダントは、大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対し国際的な取組の継続を要望してまいります。

23ページを御覧ください。

4の水質の測定結果についてであります。

右の表2を御覧ください。

公共用水域では、生活環境項目のBODが河川79水域のうち、都城市の花の木川で環境基準を未達成でしたが、CODは海域10水域全てで基準を達成しておりました。

次に、健康項目については、測定している86地点中、ヒ素が高千穂町の東岸寺用水取水点と岩川用水取水点の2地点で基準を未達成でしたが、ヒ素を除く26項目については、全ての地点で基準を達成しておりました。

24ページを御覧ください。

(2)の地下水では、環境基準が定められているヒ素等について、概況調査を実施するとともに、過去に基準を超過した井戸水について、継続監視調査を実施いたしました。

右の表3を御覧ください。

概況調査では、75地点全てで環境基準を達成、継続監視調査では、44地点中14地点でヒ素、揮発性有機化合物などが基準を未達成でした。

(3)の今後の取組としましては、良好な水環境を維持するために、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、生活排水対策を継続して実施

してまいります。

25ページを御覧ください。

5のダイオキシン類の測定結果についてであります。

右の表4を御覧ください。

行政が実施する常時監視では大気、水質等全ての地点で環境基準を達成、設置者自らが実施する排気物焼却炉等の排出ガスの発生源自主検査では、大気61施設、水質7事業場全てで排出基準以下、また、行政が実施する発生源立入検査では、大気の8施設中1施設が排出基準を超過しておりました。

県では、この排出基準を超過した施設に対して、改善を指導し、改善を確認しております。

(4)の今後の取組としまして、良好な環境を維持するため、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施してまいります。

大気、水質等の測定結果につきましては、以上であります。

26ページを御覧ください。

令和7年度海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

1の目的は、海水浴場の水質の現状を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資することです。

右の図を御覧ください。

北は延岡市の1の下阿蘇海水浴場から南の串間市、14の高松海水浴場までの14か所の海水浴場について、2の調査期間にありますように、本年4月8日から5月28日までの期間、調査を実施いたしました。

3の調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度の4項目で、4の調査結果は、表にあります判定基準から14か所全ての海水浴場の水質が「適」となりました。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 資料22～23ページについて、都城市でそれぞれ大気、水質の測定結果が出たわけですが、この原因は分かりますか。

○黒木環境管理課長 二酸化硫黄が環境基準未達成ということでございますが、これにつきましては、県の衛生環境研究所によりますと、超過した1時間の大気の流れについて解析を行いましたところ、桜島の火山活動による影響と推察されております。

○二見委員 資料23ページのほうは、いかがでしょうか。

○黒木環境管理課長 花の木川の基準超過について、通常、河川には汚濁物質を減少させる自然の浄化能力がございます。花の木川につきましては、河川流量が少なく、この自浄作用が働きにくいという環境でございます。

花の木川は、流域に多くの食品関連工場や畜産農場等がございまして、河川水量に対しまして、それらの排水による汚濁負荷が大きいことも要因と考えられます。

○二見委員 河川については、それぞれの施設は浄化槽の設置とか対応をされていると思うけれども、河川の流量と周辺の施設の状況によって違うという説明でいいのでしょうか。要するにこのままでいいということですか。

○黒木環境管理課長 これまでもこの流域に対しましては、都城市、三股町と連携しまして、事業用排水の監視を強化してやっております。あと、家庭用排水の汚濁計器の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換などの啓発を図るなど実施したところでございまして、今後とも基準達成に向けてこういった取組を継続してまいります。

○二見委員 その取組はいつ頃から対応されて

いるんですか。

加えて、基準未達成となっても、どのくらい未達成なのか分からなかったのも、どの程度かも気になったんですけれども、いかがでしょうか。

○黒木環境管理課長 通常環境基準につきましては2.0ミリグラムパーリットルのところが、花の木川につきましては3.1ミリグラムパーリットルになっております。

いつ頃から対応したかにつきましては、後ほどお答えします。

○井本委員 森林環境税のおかげでボランティア団体が3倍に増えたという因果関係はどうですか。

○川越環境森林課長 この税を財源としまして、ボランティア団体の活動、例えば、植林活動とかをやっているんですけれども、そういった方々の活動を支援しておりますので、活動団体が増えているということになります。

○井本委員 最初から森林環境税ではなくて、そういう税にしたほうがよかったのではないですか。

○川越環境森林課長 森林環境税の目的は、森林を保全する、環境保全のようなイメージで捉えていただけるといいかなと思います。そういう目的で税が創設されておりますので、その目的に沿ってボランティア活動を支援しようということになります。

○井本委員 そのうちボランティアにどのくらいの費用を充てているのですか。

○川越環境森林課長 ボランティア活動の支援に、税収で2億4,000万円ほどあり、そのうち5,000万円ほどが充てられております。

○前屋敷委員 5,000万円はボランティアの活動に充てられるということですが、苗の購入とかに使われるわけですか。

○川越環境森林課長 ボランティア団体が行います活動経費の中には、例えば苗の購入とか、草刈り機を借りてくる費用とかに充てられています。

○前屋敷委員 それは5,000万円のうち、そういう経費に使われるという意味でしょうか。

○川越環境森林課長 いろんな団体に支援をするんですけれども、受け取った団体が、その活動経費として苗を購入したりとか、草刈り機刃を借りてきたりとか、そういう経費に充てておられます。

○前屋敷委員 全体で3億2,400万円税収があって、そのうち5,000万円はボランティアの活動に充てられるということで、残りの2億数千円は何に使われるわけですか。

私は、ボランティア団体に苗が提供されて、植林だとかいろいろ活動が進むのかなと思っていました。5,000万円の中から苗の購入とかもして、そして植林などのボランティア活動に充てられるということですか。

○川越環境森林課長 ボランティア団体への支援につきましては、先ほど5,000万円ほどというお話をしました。それ以外でいいますと、例えば、森林を保全するという意味で、山あいの立木を撤去するような事業、これが3,000万円ほどあります。

あとは、例えば、上流域、水源域があり、そういうところに広葉樹を植える事業がございまして、その事業にも3,100万円程度充てたり、あとは、ボランティア団体が行います森林環境教育に充てられるほか、例えば、みどりの少年団というのが県内各地にありますけれども、そういう活動支援に充てたりしております。

○前屋敷委員 国も森林環境税、それから県も森林環境税、二重に払っているじゃないかという意見もかなりあるんですよね。

そういった意味で、個人が500円ですから、御家族の多いところは500円掛ける人数分ということで負担がある。1世帯500円というわけではないんでしょうか。

○川越環境森林課長 この税金につきましては、個人県民税を納めていらっしゃる方に500円、1年間上乘せて頂いているという形になっております。

例えば、一家庭の中で子供がいらっしゃるという場合には、子供は扶養に入っていて、例えば、父親が納税している場合には、父親1人当たり500円という形になっております。したがって、子供にかかっているわけではございません。

○前屋敷委員 分かりました。中身が、はっきり分かるようなことが必要かなと思います。

○下沖副委員長 県税の森林環境税と国税の森林環境税、これは積み立てているんですか。それとも基金とかで積み増していつているのか、そこら辺の現状を教えてください。

○川越環境森林課長 県の森林環境税につきましては、一度基金に積みまして、当該年度使用する用途事業に必要な経費を取り崩して充てるという形を取っております。

国の森林環境税についても同じく基金に積んで、取り崩して充てているという形を取っております。

○下沖副委員長 基金残高を両方知りたいのと、あと、国の森林環境税と県の森林環境税の使い分けをされているのか。それとも同じ事業でもお互い出し合っている状況なのか、そこを教えてください。

○川越環境森林課長 まず、使い道について御説明いたします。

県の森林環境税につきましては、先ほどお話ししたとおり、環境保全を目的とした事業を中

心に充てておりまして、国の森林環境税は森林整備を目的としております。どちらかといいますと、経済的な目的に近いと理解しております。

県に入ってきています森林環境税につきましては、主に林業大学校の運営に充てております。

それと、基金残高につきましては、国の譲与税は、3月31日現在で1億6,900万円程度、1億7,000万円程度の基金残高がございます。

また、県の森林環境税の基金残高としましては、1億2,700万円程度が残高としてございます。

○下沖副委員長 この長期計画ですけれども、県庁内で行われているのか、それとも外部に出されている部分もあるのか教えてください。

○川越環境森林課長 県庁内で議論をしまして、その議論をする過程では、各地域での現場の御意見、市町村の御意見などを聞きながら、また、宮崎大学などの有識者との意見交換もしながら、あくまでも県庁の中でつくっているという形を取っております。

○黒木環境管理課長 先ほど二見委員から御質問があった花の木川の件でございますけれども、花の木川の環境基準の超過が平成28年から確認されておりまして、花の木川支流等の水質調査を令和3～4年で実施いたしまして、令和5年から事業用の排水監視に畜産場を含めまして強化しているところです。

○二見委員 対応が遅い気がします。今は対応を継続してやってきているということですね。

森林環境税についての話があったんですけれども、このアンケート調査で4人に1人は「分からない」と答えているわけですが、どんな説明内容だったのかなというのは疑問に思います。

下のほうでは、税の継続については「賛成」または「やむを得ない」という人が7割超とかになっていきますけれども、一般の人たちに理解されるようなやり方や周知は今後の検討の課題

かなと思いました。「分からない」というのが多すぎるなと思いました。

資料20ページで、7か所で意見交換会を201名の方とされたということですがけれども、いろんな業界団体、一般の代表者の方とかも含めて意見交換されたと思います。

そういった取組をただでなくて、そこから先、いかに県民に理解してもらえるかというところまでのステップです。

アンケート結果も含めて、今後しっかり考えてやっていかなければならないと思います。今の段階では比較的賛同を得られる事業だということは分かるので、丁寧さを考えてやってもらわないといけないかなと思いました。

○川越環境森林課長 資料20ページの(2)の意見交換会、この中でいただいた意見の下から2つ目のポツです。

ここにありますように、「税の仕組みや事業内容をもっと普及啓発してほしい」という意見が現場からも出ておりますので、こういった御意見を踏まえて、今後、税の周知、しっかり役に立っているんだというところに力を入れていきたいと思っております。

○川添委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○**児玉農政水産部長** 農政水産部でございます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして概要を御説明いたします。

資料の2ページの目次を御覧ください。

本日は、予算議案1件、特別議案2件、報告事項2件、その他報告事項3件の御審議をお願いしております。

予算議案につきましては、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」、特別議案につきましては、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ほか1件、報告事項につきましては、令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書ほか1件、その他報告事項につきましては、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定についてほか2件であります。

3ページを御覧ください。

まず、予算議案についてであります。

今回の補正予算につきましては、表の左から2列目の補正額の列の一番上にありますとおり6億1,404万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部全体の予算額は、その4つ右に補正後の額とございますが、その一番上にありますとおり440億7,264万1,000円となります。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費についてであります。

公共土地改良事業について、関係機関との調整等に日時を要したことから9億2,100万円の追加をお願いするものであります。

次に、5ページを御覧ください。

債務負担行為の変更であります。

令和7年度畜産特別資金融通事業利支補給としまして、限度額を2,310万5,000円から5,635万

円に引き上げるものであります。

議案等の概要については以上ですが、詳細につきまして、担当課長から御説明いたします。

○**川添委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**白石農産園芸課長** 資料6ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで、7,069万3,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり23億5,468万4,000円となります。

内容について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、歳出予算説明資料では、左から3番目の欄の事項名で説明させていただき、事項の詳細を説明する場合は、右から2番目の説明及び事業名の欄を用いますが、この欄は「説明欄」と省略をさせていただきます。この後の課においても同様の説明といたします。

それでは、1番目の（事項）施設園芸エネルギー対策事業費の説明欄1「脱炭素をめざす省エネ型施設園芸技術実証事業」の680万6,000円です。

この事業は、化石燃料依存から脱却した産地を確立するため、省エネ技術の推進と、高収益施設園芸の産地づくりを行うもので、環境負荷軽減技術の導入に向けた検討会の開催やマニュアルの作成、燃油を使用しない加温技術の実証等に要する経費を支援するものです。

次の（事項）主要農作物生産対策事業費の説明欄1、新規事業「県産大豆生産技術向上事業」は、後ほど説明いたします。

次の（事項）みやざき米政策改革推進対策支援事業費の説明欄1「みやざき水田農業確立推

進体制整備事業」の1,500万2,000円です。

この事業は、需要に応じた米生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営の確立を図るもので、経営所得安定対策等の交付金事務を担う地域農業再生協議会の事務負担を軽減するため、人工衛星の画像を活用して作付品目を特定・確認する新たな技術の実証を行うものです。

次の(事項)特用作物生産改善推進費の説明欄1、新規事業「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」は後ほど説明しますが、いずれの事業も国庫事業費の割当てに伴う予算の増額でございます。

8ページを御覧ください。

新規事業「県産大豆生産技術向上事業」、予算額は2,556万8,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、国産需要が非常に高まっている大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を図るものです。

9ページを御覧ください。

本県の大豆は、近年、長雨や高温などにより、年ごとの生産量にばらつきが見られるなど、生産性の低下が課題となっています。

また、規模拡大の意向がある経営体では、限られた労働力の中で、作業の効率化を図ることが重要であります。

このため、本事業では、作付けの団地化に向けた話合いや、排水対策など栽培上の課題解決に向けた技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入を支援することで、大豆の安定供給体制を構築してまいります。

事業期間は、令和7年度単年度を予定しております。

10ページを御覧ください。

新規事業「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」、予算額は2,331万7,000円となり

ます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、畑作物の生産性向上と安定生産、労働力負担の軽減を図るものです。

具体的には、カンショを対象に、収穫や肥料散布などの基幹作業の省力化に必要な農業機械の導入を支援し、安定生産体制を構築してまいります。

事業期間は、令和7年度単年度を予定しております。

○鴨田畜産振興課長 資料11ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで、5億4,334万9,000円をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり79億8,167万9,000円となります。

12ページを御覧ください。

(事項)酪農振興対策費の説明欄1、新規事業「宮崎県酪農公社清算負担金」、説明欄2、新規事業「宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業」については、後ほど説明いたします。

13ページを御覧ください。

事業の説明に先立ち、一般社団法人宮崎県酪農公社の解散について説明いたします。

1の法人の概要ですが、(6)の直近の経営状況のとおり、預託頭数の減少のほか、特に、令和4年度以降は、飼料や資材価格の高騰等の影響を受け、単年度収支がマイナスに、また、その額が年々大きくなり、累積欠損金の増加につながっております。

2の解散の理由ですが、全県的な酪農家戸数・乳用牛頭数の減少に加え、飼料価格の高騰など、畜産情勢の好転が見込めないこと、公社が事業を継続した場合、酪農家のさらなる負担増や、出資団体三者の財政負担の増加も懸念されたことから、3月の臨時総会において、本年

9月30日に解散することを決定いたしました。

14ページを御覧ください。

3の設立以降の主な変遷ですが、昭和43年に前身の公社が設立、平成22年より、県、都城市、JAの三者が出資する現行の体制となりました。

平成24年には、運営改善チーム会議を発足させ、県と関係機関が一丸となって、経営改善に向けた取組を進めた結果、単年度では黒字化した時期もありました。

しかしながら、表の右側にある様々な畜産情勢等の影響や、とりわけ令和4年以降の飼料価格等の高騰の影響が大きく、経営が悪化し、解散の決断に至りました。

4のこれまでの対応状況と今後のスケジュールですが、解散決定後、預託農家等に対し、速やかに今後の対応等について説明会の開催や、個別の相談対応を行ってまいりましたが、引き続き農家に寄り添った丁寧な対応を継続してまいります。

それでは、補正予算の説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

新規事業「宮崎県酪農公社清算負担金」、予算額は5億1,784万9,000円です。

本事業は、公社の解散に伴い、出資割合に応じた費用負担を行うことで、円滑な清算に資することを目的としております。

事業の概要を御覧ください。

下段の表の事業内容の欄、(1)の①では、借入金の返済等に要する費用として4億8,600万円余を、(1)の②では、公社はこれまで都城市が国から借り受けた国有林も活用して事業を実施してきており、国への返還に伴い、既存施設の解体や植林等の原状回復に要する費用として、5億5,300万円余を見込んでおります。

本事業では、負債等の合計額10億3,900万円余について、出資団体である県、都城市、JAみ

やざきが表中の出資割合に応じて費用負担を行うこととし、県では49.8%に当たる5億1,784万9,000円を今議会にお願いするものです。

16ページをお願いいたします。

上段には、ただいま説明しました負債等の内訳を、下段には、主なスケジュールを記載しておりますが、10月1日以降は、生産法人の下で債権回収等の手続を進めてまいります。

事業期間は今年度限りを予定しております。

17ページを御覧ください。

新規事業「宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業」、予算額は2,550万円です。

本事業は、公社解散に伴う預託農家への影響を緩和するため、乳用牛の飼養環境の構築を支援することで、本県酪農生産基盤の維持を図るものです。

18ページをお願いいたします。

今後、乳幼育成牛の預託は、JAみやざきを通じた全国酪農業協同組合連合会に移行します。

そのような中、預託農家等からは、新たな預託先が北海道のため、長距離輸送に伴う流産など、事故発生への懸念から、全酪連事業に移行できない場合があること、BL——牛伝染性リンパ腫の感染への懸念から、県内のほかの施設で預かってほしい、また、自分の牛舎に牛を引き取りたいが、既存の施設に余裕がないため、牛舎整備等の際に支援してほしいなど、様々な御意見をいただいたところです。

このため、下段にありますとおり、JAや市町村等が運営する畜産センター等の分業化施設が整備・補改修等を行う場合や、預託農家が自家育成のために必要な施設の整備・補改修等を行う場合の経費の3分の1以内を県が支援することにより、県内で飼養できる環境の構築を図ってまいります。

これらの取組により、公社解散に伴う預託農

家への影響緩和と、本県酪農生産基盤の維持を図ってまいります。

事業期間は、今年度限りを予定しております。19ページを御覧ください。

最後に、酪農家への支援について御説明いたします。

まず、上段の預託農家に対しては、緑枠の部分ですが、当初予算等で実施している預託料の一部助成について、これまで酪農公社のみを対象としておりましたが、右側にありますとおり、全酪連などへの預託にも支援対象を拡大いたします。

また、下段の県内全体の酪農家支援として、左に掲げております生産性向上・経営体質強化、経営支援、消費拡大・理解醸成の3つの項目の対策を総合的に実施しながら、酪農家の経営安定につなげてまいります。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料の20ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございますが、「大学等における修学の支援に関する法律」の改正に伴い、所定の改正を行うものでございます。

県立農業大学校においては、この法律に基づき、住民税非課税世帯の学生等を対象に、授業料及び入学料の減免等を行っておりますが、本年4月に、多子世帯の学生等についても授業料及び入学料を国が定める一定額まで無償とする改正が行われたところです。

次に、2の改正の内容についてです。

このたびの法改正に伴い、別紙の別表第1及び別表第2の備考欄に条項のずれが生じたので、改正するものです。

施行期日は、条例の公布日からとしています。

○安田漁業管理課長 資料23ページを御覧ください。

さい。

同じく、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、当該課の該当部分について説明いたします。

1の改正の理由についてですが、後ほど説明いたします「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」の廃止に伴い、当該条例に係る手数料に関する項目を削除するものであります。

2の改正の内容ですが、(1)のうなぎ稚魚取扱者登録申請手数料のほか、4項目を削除するものになります。

3の施行期日につきましては、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」の廃止日と同日の令和7年12月1日としております。

続きまして、資料の24ページを御覧ください。

議案第10号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例」についてであります。

1の廃止の理由についてですが、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が、令和7年12月1日にうなぎ稚魚に適用されることに伴い、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」を廃止するものでございます。

2の条例廃止後のうなぎ稚魚の取扱いにつきましては、法律に基づき、うなぎ稚魚の採捕者や流通事業者に、国または県への届出、取引記録の作成・保存が義務化されるほか、下段の伝達イメージのとおり、取引業者間での漁獲番号等の伝達が義務化されます。

3の施行期日につきましては、法の適用日と同日の令和7年12月1日としております。

25ページを御覧ください。

法適用後の本県の取組についてですが、現在は条例に基づき販売先が限定され、全てが県内養殖場へ出荷されますが、法制度下では販売先が自由となります。

そこで、密漁品混入等を防止するため、うな

ぎ稚魚採捕者に対して知事が行う漁業許可において、県独自の取組を実施します。

ポイント①としまして、ページ下段の図のとおり、県検量場と認定検量場を設置し、知事が行う漁業許可において、販売前の検量場への持ち込みを義務化し、採捕量を正確かつ迅速に把握します。

ポイント②としまして、内水面振興センターが認定検量場において採捕量の現物確認を行うとともに、採捕者、流通事業者及び養鰻業者に対する取引記録の確認を行うこととしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○二見委員 資料7ページ、みやぎき米政策改革推進対策支援事業費について、具体的にどういふことをするんですか。

○白石農産園芸課長 水田活用の直接支払交付金で、転作物物に応じWCS——ホールクロップサイレージに8万円とかの交付金がトータルで約100億円、本県に交付されています。その約100億円を交付していただくために、市町村、農協が地域再生協議会という組織をつくりまして、そこで本当にWCSが植えられているか、裏作にイタリアンライグラスが植えられているかというところの現地確認を行っております。

これは、公用車で行って、現地確認をしているわけですがけれども、それを衛星画像で判別できないかという実証試験になります。

仮にこれがうまくいけば、現地確認を行わなくてもいけるということで、非常に省力化が図れます。

具体的には、筆ごとに植えられているのではないかという品目が、パーセント割合で3つぐらい示されて、大豆の可能性が7割、麦の可能性が1割とか、そういったイメージで示される

ものでございます。

○二見委員 補正前の額とは違う事業をここでやるということですね。

○白石農産園芸課長 補正前は、全体の再生協議会の推進体制の職員を雇ったり、事務費とかでございまして、今回の実証がプラスで加わったということです。

○山下委員 新規事業の「県産大豆生産技術力向上事業」について、都城市の3法人が中心に長いこと大豆を作ってきたと思うんですが、県内の大豆の生産状況はどうですか。

○白石農産園芸課長 県の大豆のほとんどが都城市でございまして、都城市以外は数字的に微々たるものでございます。現状として、ほとんどが沖水3法人を中心とした都城市産となっております。

○山下委員 国産大豆は、希少価値があると思うんですが、大豆を植えた場合の転作奨励金はどれくらいの費用になるのでしょうか。

○白石農産園芸課長 10アール当たり3万5,000円でございます。

○山下委員 大豆の販売先は、JAに出荷しているのですか。

○白石農産園芸課長 都城市は、契約栽培もやっているとは伺っておりまして、健康食品との契約、農協を通じて、実需としては商店などに販売されていると伺っております。

○山下委員 希少な国産大豆ですから、豆腐を作ったり、商品化のアイデアが非常に大事だろうなと思います。3万5,000円の転作奨励金に対して、大豆が3,000円か3,500円くらいかなと思ったんですが、僅かな販売単価です。

だから、水田に対して転作奨励金が出るから、そんなに高い価格の取引じゃなかったと思うんです。

その地域で大豆の加工をして、その3法人で

商品化している組織はないです。3法人の中では、国産大豆を加工して売るという仕組みまでは考えていないと思いますが、その検討をしたことはないですか。

○白石農産園芸課長 今回の事業は、国産大豆の生産拡大ということで、大豆国産化プランを策定して取り組むことが可能となりますが、今回、都城市から提出された国産化プランを読みますと、基本的には、先ほど言った契約栽培の推進ということで、自社で六次化して、さらに商品価値を高めていくという取組には、現状としてなっていない状況です。

○山下委員 3法人は排水対策とか、そういう事業も入っていますので、今から取り組んでいられるだろうと思うんです。いろんなローテーションを組んでいますから、今以上に面積が増える計画はないと思うんです。

これだけの予算を投入するのであれば、商品化を含めて、販売の安定に力を入れたほうがいいのかと思います。3法人にはそのこのアイデアをぜひ、いろいろ提案をしていってくださるとありがたいなと思ったところでした。

○二見委員 資料9ページの一番下にローテーションの検討についてイメージ図がありますが、こんなに簡単にいくのでしょうか。

いろんな耕作者がいる中で、この予算規模でこのイメージどおりに仕上げられるのかなと思います。

効率よくしていくのは大事なことなので、絶対進めていく方向で良いと思うんですけれども、現実問題として非常に難しいと思います。

この2,500万円の補正でここまでできるんだったら、どこの農業も問題なく効率よくいっているはずだと思いますがいかがでしょうか。

○白石農産園芸課長 委員御指摘のとおりでございます。都城市は、田の面積に比べて水が

少ないということで、古くからブロックローテーションが盛んな地域で、県内でも先進的に行われている取組でございます。都城市からほかに横展開する可能性はあると思うんですけれども、今の都城市で行われているブロックローテーションの取組は、ほぼ形になっているというような状況でございます。

イメージ図は、分かりやすさを求めて分かりやすくしすぎたということもございますが、既に、転作、米と大豆とそのほかの高収益作物を組み合わせたブロックローテーションが定着している中で、いかに大豆の収量を上げていくか。

今回、中心品種がなかなか気象条件に合わなくなってきた。収穫時期に、収穫ロスが出るというような課題もありまして、そういったところも一緒に解決しながら、まずは収量を高めていくというような取組を地域でもやりたいと言われておりますので、県としてもその辺りを全面的に支援してまいりたいと考えております。

○井本委員 日本大豆の自給率はどのくらいですか。

○白石農産園芸課長 大豆の自給率でございますけれども、我が国で見たときにはカロリーベースで3%の自給で、油用も含めてほぼ輸入に頼っている現状でございます。

一方で、国産大豆は納豆、豆乳とか、その辺りの特定の需要があるということで、実需者からは国産大豆を作ってほしいというようなニーズが非常にございまして、全体で見たときには油も含めて非常に限られた量ではありますが、そういったニーズに応えていく。

それから都城市のように土地をブロックローテーションで有効に数多く使って回していくと、有効利用するという観点においては、水田に水を張らない状態で畑使いする品目の一つとしては非常に有効です。

例えば、米と麦と大豆を3回で組み合わせ回して行く取組は、全国においても行われておりまして、宮崎県においても、工夫次第では一定の収益につながると考えております。

○井本委員 採算に合いさえすればいいんです。需要があって、実際農業をやる人たちがもうかるということであるなら問題ないです。

自給率が低いところに投資することが、心配でしたので、よろしくをお願いします。

○下沖副委員長 関連で、生産性向上の推進、8,000円で補助率定額とあるんですけども、この補助内容を教えてください。

○白石農産園芸課長 資料9ページの一番下に話合いや研修等の実施と書かれているものです。事業の要件上、これに取り組みないと、機械・施設の導入などが対象外になるため実施するものでございます。

○下沖副委員長 あと、大豆はブロックローテーションをやると思うんですけども、法人が大豆をほとんど作られていると思うんですが、自社のローテーションなのか、ほかの農地、農家のところを使わせてもらいながらのローテーションなのか教えてください。

○白石農産園芸課長 沖水3法人は集落営農法人でございますので、組合農家からお預かりした農地に法人が作付するという形態で行われています。恐らく農地は取得せずに、借りてやられていると認識しております。

○下沖副委員長 あと、ハウレンソウ、レタスとかと組み合わせ、結構やられているところもあると思うんですけども、法人の中でも大豆を葉物とかと組み合わせているところとかあるんですか。

○白石農産園芸課長 米、ニンジン、ニンニク、サトイモ、葉物とか、この辺りを周年で労働力の分散が図れるように、時期をずらしながら、

きれいに作付体系をつくられて作付されておられますので、その一つに大豆が入っていくということでございます。

○下沖副委員長 農地でお米を作って、あとは何も作付していないところが結構あったりします。ある程度の面積を植えないと駄目だと思うんですけども、こういう大豆も補助金ができますよね。都城市とか先進的にやっているのかなと思って、ほかの地域でどんどん広められるように、今後いろいろ周知を図っていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 資料7ページの一番下、特用作物生産改善推進費について、本県の特産・特用作物等とあるんですが、どういう品目で、何種類ぐらいあるんですか。

○白石農産園芸課長 今回の増額補正はカンショでございます。

そのほかの品目を、ここの事項で何を総括しているか、後ほどお答えさせていただきます。

○前屋敷委員 今回、カンショが主要作物になっているんですが、機械の導入とかで、労働時間を短縮するとなっているわけですが、これは事業主体も半分費用は要するというので、この予算枠からすると、どの程度の農家が機械を導入できるということになるんですか。

○白石農産園芸課長 今回の事業では、宮崎市、新富町の2つの生産組合であり、補助率2分の1で機械を導入いたします。

導入する機械は、堆肥を散布する機械、トラクター、カンショを作る際の畝立てをしてマルチを張るマルチャー、ハーベスターという収穫機械を複数台導入する計画になっております。

残りの2分の1は、農業者の負担となります。

○下沖副委員長 資料7ページの、みやざき米政策改革推進対策支援事業費はWCSのところにイタリアンライグラスを植える。それを衛星

画像で確認して、現地確認を減らしていく方向性にするということですが、これはWCSの作付の現地確認も減らしていくということですか。

○白石農産園芸課長 最終的に委託する会社が2つございまして、どちらかコンペで選んで、採択して契約を結んで実証するという流れになります。

その会社のやり方が2種類ありまして、色の変化を追って、それをAI分析して判別することと、あと、光の波長で判別するやり方があるんですけれども、どちらになるかということも総合的に検討させていただきます。

いずれも、例えば、稲の中にWCS用の稲のミナミユタカがあっても、それはヒノヒカリと区別がつかないとか、衛星で見たら色は一緒とかというようなこともありますので、できることとできないことがたくさんあって、できることの中でも、どのくらいの角度でそれが合っているかというのが、それぞれの段階で数字が出てくることになりますので、恐らく稲の区別はつかないと聞いています。

そのできることの中で8割の精度があれば、現地確認は行かないというルールづくりから含めて、宮崎県で検討してみてくださいと、農林水産省から言われておりますので、それがうまくいけば横展開、そのラインづくりから含めて実証を行うということになります。

○下沖副委員長 市町村によって雑草の状況によって現地確認するのが厳しいところがあります。今後、市町村とどのように計画を組んでいくのか、考えがあれば教えてください。

○白石農産園芸課長 WCSは定額8万円の助成ですので、きっちりつくっていただくというのが基本だと認識しています。

その中で捨てる作りのものは、やはり目視で

確認して、いきなり駄目ということではなく、「これだと8万円交付することができませんよ」という事前のお知らせをしたりして、それでもなかなか改善が見られない場合には交付対象から外させていただく。非常に手のかかる確認は現地をお願いしておりますので、その部分は衛星では恐らくできないと考えております。

○下沖副委員長 この衛星の中でも、その穂の実り具合とか、その隙間とかそういうのを判別できれば、いろいろ現地確認の手間も減るのかなと思います。それを今までどおりきっちりやっていると、現地確認が必要になってくると思うので、また会社を選びながら、いろいろ判断していただきたいと思います。

○山下委員 大豆製品を出荷するにあたって補助金は出ているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 確認いたしますが、出ていないと思います。

○山下委員 私は補助金が出ていないと思うんです。だから転作奨励金で国は補助金を出しているわけですからね。だから、できた製品に対して付加価値を高めないといけないという議論をしたところでした。

法人も収益を上げていかないと、高齢化、人手がないですから、継続は非常に難しい気がします。

それで令和の米騒動の中で、食用米は600ヘクタール程度、飯米にまた作付変更してきたということで、飼料米とかの切替えだろうと思うんですけれども、この大豆の生産を一方では拡大していきたい。

今は水田に米作にもう全部戻したらいいとか、米政策がまたかなり変わってくるような状況です。

農家も非常に不安な気持ちだろうと思うんです。どういうふうに国が動いてくるのか。これ

だけ備蓄米を放出してくると、しばらくは備蓄米を確保していくためには、米の作付をかなりやっけていかないと確保できないだろうという思いもあるんですけれども、その辺の県としての見通しです。今年度は作付がほとんど終わっていますから、方向性、考え方を出していただくとありがたいと思う。

あと1か月したらコシヒカリが市場に出回りますけれども、沿岸地帯で早期水稻コシヒカリが出てきますから、そこ辺の価格ですよ。

新聞によると価格が60キロで2万5千円とか高値が出ていますけれども、早期米の出荷は、宮崎県が唯一早いわけですから、どういう見通しなのか分かれば教えてください。

○白石農産園芸課長 今後の食用米の作付動向ですけれども、県では毎年食用米の作付の目安というのを出させていただいています。これは、本県の米の需要量がどれくらいあるのかをベースにしています。

前年の作付実績を踏まえた上で、各県内の卸、それから県外に運ぶ分を含めて、どれくらい需要として欲しいですかというのを聞き取りとかもさせていただきながら、あと県内の人口に食用米の消費量54キログラムを掛けて、5万4,000トンぐらいは県内で必要なので、県外に1万トンぐらい持っていくから、これぐらいは作らないと足りない、そういった量を両方計算して、突合して需要に応じた生産の頃合いだという計算をしまして、それを前年の作付実績に応じて市町村に割り振るといような作業をしています。

この作業は、施策、環境が変わっていく今の状況では非常に重要だと考えておりますので、これは引き続きお示しをする形で精度を上げていきたいと考えております。

それから、価格ですけれども、非常に先を見

通すのが難しい状態で、本県の早期水稻の農協、JAグループの買渡しの価格設定が非常に厳しいと思います。

農協系統以外は、恐らく農協が示した価格の1,000円程度で買いますみたいなことを言って集荷をやるというようなことで、「後出しじゃんけんになってつらい」といようなお話も聞いておりますけれども、非常に価格の設定には苦労されると思います。

情報としては、農協から全農に行く流れ、それから集荷業者から主食収穫米、全集連に行く流れ、こちらの集荷業者の価格は、もう最終です。まだ上がっているんですが、農家の方が直売をしたりとか、新しい新規参入が生まれたりとか、スポット価格と呼ばれているものが、60キログラムが2週間ほどで1万2,000円とか1万3,000円とかに下がっております。

スポット価格の低下が見られて、それが恐らくスーパーあたりの棚に並んでいるアイテムが増えてきたとか、実際に販売価格が少し下がってきたといようなことになっているんだろうと予測しております。上げ相場と下げ相場が混在し、かつ今回の随意契約で政府がどんどん出しています。

さらには、高い関税を払って77万トンの枠外で輸入米も入ってくるという状況も踏まえると、いつまでもこの高い値段が続くとは思えないなという感覚があるところですが、これは非常に難しく誰もが悩ましい思いをしていると思っております。

○山下委員 店頭の備蓄米の話をしているんじゃないです。新米について、どれだけの情報があるかということです。

コシヒカリは7,000円か8,000円だったんです。一般米、普通米も6,000円か5,000円の時代もありました。米農家は主食用のお米で赤字だから、

WCS飼料米、加工米に移行して水田経営を営まれたんです。

私がコシヒカリをなぜ言うかという、以前は30キログラムで7,000円、8,000円の取引だったのが、去年、早期水稲で1万円程度だったので農家は喜んだんです。

だから、県もその情報を早く仕入れて、農家への情報提供、JAとの連携等していく必要があると思うんですよ。

安いお米が出回っているから、新米も競合して安い値ではいけないと思う。ここは早期水稲の産地だから、少しでも高く売れるような仕組みやJAとの話し合いなど考えていく必要がある。

○白石農産園芸課長 昨年の早期水稲のコシヒカリの加重平均の農家の手取りが9,200円ほどで、その後価格が上昇し始めたので、委員御指摘のとおり、早期水稲の農家は苦々しい思いもあったんだろうと思います。

本県の早期水稲は、前年のコシヒカリの取引価格に引っ張られる傾向がありますので、そのあたりを見ていくことになろうかと思えますけれども、全国においては7年産の仮渡金を、これぐらいベースでやりますと前もって宣言している全農県本部もありますので、大体2万4,000円ぐらいという声ですので、30キログラムにすると1万2,000円ぐらいです。

そのあたりに引っ張られると、そういった価格と想像はしておりますけれども、県内の米関係者は価格については全く口が固いといいますか、全く情報が取れない状況ですので、先ほど言いましたようなところを見据えて対応してまいりたいと思います。

○山下委員 消費者あつての生産者です。高ければいいわけではないけれども、今までの販売価格ではなくて、せめて1万円以上ぐらいの価格はあったらいいねというような思いはつくっ

ておかないと、いけないと思うんです。

我々は米政策を進める中で、人口減などで米の消費量が落ちるということで、年間300ヘクタール分ぐらいが宮崎県の米の販売の作付面積を減らしているんです。それを今まで加工米、WCS飼料米に切り替えてきたんですよ。

これが妥当だったかは、また見直しをして将来的な見通しを立てながら、食用米への切替えもある程度指導していかないといけないのかなと思うんです。これがあまりにも増えていくと、また価格が下落していきますからね。

国もいろんな反省して、新たな米政策が出てくるかなと思うので、しっかり情報整理しながら、農家の生産意欲が減退しないような、それとスマート農業ということを言われていますから、国も特別な事業体もつくりながら生産基盤の確立を図って、生産量を上げようという努力をするわけですから、宮崎県は米政策をしっかりとやらないといけないのかなと思っていますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

○下沖副委員長 関連して、県のほうで作付とか生産量は全て詳細に把握していますか。

○白石農産園芸課長 米関係、水田で作付されるものについては、先ほどから出ています転作助成金の関係で、44万筆の水田の筆データを我々管理しておりますので、何にどこがというのは把握ができるような状態になっております。

食用米の作付面積がこれぐらいでとか、大豆はこれぐらいとかいうのが、水田であれば全て分かる状態になっております。

○井本委員 ウナギの稚魚の条例について、法律の趣旨は何ですか。

○安田漁業管理課長 国が水産流通適正化法をウナギ稚魚に適用するところの背景ですけれども、もともと養殖に使われています日本ウナギの資源が、世界的に見て減少傾向にある

のではないかとわれまして、2016年にワシントン条約の締結国会議の中で、附属書に掲載したほうがいいのではないかと提案があったことが記憶にあるかと思えます。

そこから端を発しております、日本ウナギの資源を扱う国々できっちりと資源を管理していかないと、ワシントン条約締結国会議のその附属書のほうに掲載されて、附属書のほうに掲載されますと、国際的な商取引に影響が及ぶというところがあって、日本のウナギ養殖はここ数年特になんですけれども、そのウナギの稚魚を輸入に半分以上頼っているところがありまして、輸入物が入らなくなると養殖が立ち行かなくなる可能性もあるという大きな背景があります。

そのような中で、厳格な資源管理をしていかなければならないというところになるんですけれども、国に報告する都道府県で採捕されたウナギ稚魚の量と国で統計を取る輸出された分の合計した量が、本来であれば養鰻業者に渡るウナギ稚魚の量ということになるはずですが、その養鰻業者に渡る量の報告が、合計よりも多いという実情があります。

その乖離した部分というのが、国は密漁ですとか、正規の許可者による不適正な流通によるものではないかと考えており、過去ウナギ稚魚というのは特別採捕許可という形で、自県の養鰻業者がウナギ養殖をするのに必要な量だけ取っていただくという形で許可を出していたというところで、自県のウナギ業者にしか出さないととか、自県のウナギ業者の需要が満たされたら採捕を止めるとか制限をかけておりました。

その制限が密漁につながっているのではないかとということで、特別採捕許可から知事許可に変える内容と、今回の水産流通適正化法を適用させて流通を透明化しようとしたところから

○井本委員 これでは密漁者が少なくなるわけ

ですか。

○安田漁業管理課長 今回の法律の中では、取ったものには必ず漁獲番号をつけて、次の業者に渡しなさいということになっています。結局、番号がついていなければ、それは密漁品ということで、それを扱った業者にも罰があることとなりますので、密漁の防止につながると国は考えています。

○井本委員 密漁者に罰則はあるのですか。

○安田漁業管理課長 正規の採捕者について、知事許可漁業、県知事許可を持った方が採捕されます。その県知事許可を持っていない方が採捕されるということが密漁になりますので、罰則がございます。

その罰則も、令和2年に漁業法が改正になっていますけれども、それ以降でかなり強い罰則に変わっています。

○井本委員 密漁者が減るという感じはしないけれども、どうだろうか。

○安田漁業管理課長 法適用後の状況というところで、回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

○山下委員 酪農公社について、長年の歴史の中で、今回廃止ということで、これが提案されてショックを受けたところでした。

私たちが小学生の頃、小学校の給食が脱脂粉乳だったんですが、国民の栄養をしっかりとつくっていかないといけないということで、タンパク源として酪農推進がありました。昭和30年代に宮崎県で尾鈴集約酪農、霧島集約酪農、この2地区が指定されて、それから酪農の普及推進がありました。千葉県とか先進地から子牛を導入して、酪農家をどんどん増やしていき、広く県民にも、牛乳が飲用されるようになったんです。その中で、頭数を増やしていくと、子牛の生産を預けようということで、酪農公社が役

割を果たしてきました。

統計を見たら、黒字経営もあったけれども、配合飼料の高騰とか、様々な要因でかなりの累積赤字をつくってきた。もうこれ以上駄目だということで、今回閉鎖するということですが、その跡地利用ですよ。

全体的に国有地があって、市有地等がどれくらいあって跡地利用をどのように活用していくかが、一番大きな課題だと思ったところでした。

都城、西諸県地域というのは畜産が主力です。新規に牛舎、鶏舎、豚舎を造ろうということは、平場ではもう無理です。

だから、せっかく畜産基地として今まで貢献してきたわけですから、あそこの跡地利用、例えば、規模拡大を希望する農家等でもいけば、畜産基地である県として絵が描けないのかどうか相談させていただいています。具体的に、御池と札立原の面積がどれくらいあって、土地利用したいというときに、面積に対して可能性があるのかどうか、構想があれば教えてください。

○鴨田畜産振興課長 公社全体の用地について今委員から御指摘がありました。御池団地と札立原団地、この2つを合わせまして約245ヘクタールです。そのうち、国から借りている国有林が約4割に当たりますが、107ヘクタールほどございます。

今回、補正予算でお願いしているのは、その107ヘクタールの国有地のうち、国の森林管理所等と現地を見ながら、この部分はもうそのまま林地としてよろしい。この部分は施設棟が建っているの、施設棟を撤去した上で植林して返してほしい、そういうところが合わせて私どもとしては最大60ヘクタールを見込んでいまして、その60ヘクタール相当を今回の1つ目の事業の予算として計上させていただいております。

なお、245ヘクタールから107ヘクタールを引

いた残りの約6割相当が市有地等ということで、市に係る土地になります。

今委員から御指摘のあった跡地活用に関しましては、この補正予算をお願いするのと併せて、そういうお声が現場からもあるだろうということがございましたので、例えば、このまま都城市が借りて、その後どこかにということも含めて、可能性として国のほうに相談している最中ですが、現時点で国から言われていますのは、例えば、公益的な事業目的等で利用条件を整えば、国としても認めないわけではないと。

ですので、今委員から御指摘のあった例えば、畜産振興部分を含めて、その他も公益的な部分がしっかり整理できて、国としてはそのまま貸す、もしくは活用していただく部分については、余地があると思っています。今後、都城市を含めていろいろな声を頂きながら、県としてもしっかり一緒になって検討して支援してまいりたいと考えております。

○山下委員 説明の中で、国有地が107ヘクタールあると言われましたよね。

この予算が5億円ほど出ているのは、この国有地の中にある施設の撤去と、山林に戻していくための費用として理解してよろしいですか。

○鴨田畜産振興課長 まず、国有地に係る部分につきましては、資料16ページを御覧いただくと分かると思うんですが、別紙の上の表になります。表の中の(1)ー②、国有林原状回復費用60ヘクタール、これが委員から御指摘のところで、国にこのまま最大60ヘクタール植林して返した場合に、事業費としては3億1,500万円余かかるだろうということでございます。

あと併せて、その上段の既存施設解体費用2億3,700万円余ありますが、これにつきましては、公社の全ての建物ですので、例えば、市有地の上に建っている建物等の解体費用も含ん

でおります。

○山下委員 どの建物が国有地、市有地になるのかは、明日行ったら分かるわけですね。

○鴨田畜産振興課長 はい、分かりますので、明日説明させていただきます。

○山下委員 農家がこの施設や放牧地を使いたいとなると、山に戻すための事業費、解体費が要らなくなるので、この5億5,300万円余の予算が減っていくという理解でよろしいんですか。

○鴨田畜産振興課長 今回の全体の事業費が、資料16ページに記載している10億3,900万円余となります。御指摘のとおり、もし施設を解体せずどこかの農家等が使うことが可能だということ国が認めれば、その解体費用は減ると思いますし、国有林も、この部分は例えばですが何らかの団地として活用するから、植林しなくても活用可能だともし国の了解が取れば、その分の費用はかからないということになります。今回県分については、冒頭申し上げましたとおり約半分を出資割合に応じて負担しますので、5億1,700万円余を県の予算額としてお願いをしておりますけれども、私どもとしても最終的に予算の執行額自体を減らすことができ、かつ現場の農家等に有益な形が取ればいいかなと考えているところです。

○山下委員 この4億8,600万円余は県と経済連と市と3社負担ですから、これは避けて通れないですね。

この解体費用と国有林の原状復帰について、どう活用していくかについて、例えば、国のほうも継続して、法人や個人でも借りるということがあれば、貸してもいいということになりますか。

○鴨田畜産振興課長 まだケース・バイ・ケースで、国と細かくやり取りができていません。先ほど申し上げましたように、公益的な事業目

的として活用する部分については、様々な条件が整えば国としては活用可能な部分もありますと回答をいただいておりますので、私どもとしてはもしそういう御提案が、今後地元を含めて県内から仮にありましたら、国に御相談するという流れかと考えております。

○山下委員 清算業務が9月です。そうなったときに国との協議について、どんなスケジュールになりそうですか。

○鴨田畜産振興課長 資料16ページの下表にはスケジュール感を載せてありますが、例えば、施設の解体をいつから、植林をいつからとか、そういう書き方にはなってございませんけれども、私どものイメージとしては、できるだけ早く国にも相談をして、そういうニーズがあるということが確認できればと考えております。

例えば、ここは施設の解体をせずにそのまま有効活用する。その分、解体費用がかからなくて済む。もしくは、先ほど言いましたように、ここの部分は国有林だけれども比較的なだらかなので、この部分を活用させてほしいとか早めに分からないと、恐らく解体費用とか、それ以後の植林のスケジュールとかに影響してくると思っていますので、早い段階で国にも相談したいと思っています。

○山下委員 来月ぐらいになるかなと思うんですけども、都城市、三股町と地元選出県議団との行政懇話会をやるんです。大事な会ですので、我々から市のほうにもお願いする機会にはなるかなと思うんです。いつ頃までに農家への呼びかけ、貸付条件とかあると思うんですが、その精査は大体まとまっているのですか。

○鴨田畜産振興課長 条件等については今からでございます。

○山下委員 それでいつ頃まとまりますか。

○鴨田畜産振興課長 様々なお声をいただきな

がら、例えば、国有地が今回の予算に関係していますので、そこを中心に答弁させていただいておりますが、先ほど言いましたように市有地もある中で、市有地側もいろいろニーズが届いていると都城市から聞いています。ある程度公平性を担保しながら、一定のルール、基準といえますか、そういうのを都城市と一緒に考えていく必要があるかと思っています。

○川添委員長 ほかがございませんか。

○白石農産園芸課長 申し訳ございません。資料7ページの件で前屋敷委員から御質問のあった本県の特産・特用作物について補足ですが、国の事業では小豆、インゲン、落花生、バレイショ、カンショ、テンサイが事業対象となっておりますが、本県はカンショとバレイショということで御理解いただきたいと存じます。

○川添委員長 報告事項に入る前に休憩を取りたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時30分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 資料26ページからになります。

令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてです。

令和6年度に議会において承認いただきました繰越事業につきまして繰越額が確定しましたので御報告いたします。

30ページを御覧ください。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で45事業で繰越額が143億3,706万

5,864円となっています。繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整に日時を要したことによるものや国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することによるものなどです。

31ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてです。

表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体で7事業で繰越額が10億3,079万8,037円となっております。

なお、繰越しの理由といたしましては、入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるものなどです。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 資料31ページの説明で、「日向灘沖の地震に伴い測量座標補正に時間を要し」とあるが、どういったことが起こったんですか。

○山内農村整備課長 こちらにつきましては、昨年度の8月に発生しました地震の影響で、基準となる座標が移動したと判断されましたので、それに伴う精査を行うため、国土地理院で地図の閉鎖を行いました。その後2か月手続が行えなかったというものです。

○二見委員 どこがどれくらい動いたんですか。

○山内農村整備課長 移動範囲につきましては、青島の南部で、南東方向に13センチメートルほど移動したことが確認されております。

○二見委員 現場の座標が少しずれたことによる事故繰越なので、ずれについて分かっているのはその部分だけということですね。

○山内農村整備課長 基準となる座標が動いたということで、その影響も広範囲にわたるとい

うこととございます。

○井本委員 明許繰越で2年だけでなく、3年とか4年にまたがっているのはあるのか。

○山内農村整備課長 資料31ページのほうになりますが、事故繰越につきましては、令和5年度のものが令和7年度まで継続されているというところとございます。

○山下委員 資料31ページについて、入札不調等が全体の何割ぐらい占めているのか。「公共農村総合整備対策事業」が1億5,000万円、「公共土地改良事業」が3億8,000万円、「公共農地防災事業」が1億6,000万円は何件分か教えてください。それと落札率がどれぐらいで、落札された分が落とされているのか教えてください。

○井上農村計画課長 令和6年度の入札の実績からいたしますと、工事におきましては、「農業農村整備事業」で不調が22件、不落が7件の合計29件でございます。

落札率におきましては、全体が181件ございまして、そのうち落札が153件ございましたので、落札率としましては95.2%でございます。

○山下委員 1社でも参加者が出たら落札は認められますか。

○井上農村計画課長 一般競争入札であれば、そこは認められております。

○山下委員 1社落札がどれぐらいありましたか。

○井上農村計画課長 1社応札の件数は令和6年度3月末までで44件ございました。

○山下委員 環境森林部も同じでしたけれども、非常に厳しい状況になってきていると思うんです。だから、人手不足が一番大きな原因だという話でもありました。だから人員配置ができないとか、そのことで仕事あるけれどもなかなか災害復旧ができないという大きな問題もあったんです。この事業の中で、なぜこれだけの入札

不調が出るのかなと思うんです。条件のいい仕事みたいですがけれども、どのように分析していますか。

○井上農村計画課長 不調不落が多いのは、県北が多いということで、これは、令和4年度災害の仕事が多いということで、業者数が間に合わない。また技術者も少なくなっているということで、決して農業の整備事業が好まれないというわけではございません。そういう分析をしております。そういった中で県北のほうも繰り越しながらですがけれども、入札、応札をいただいている業者もございまして、そこは改善しつつございます。

○山下委員 分かりました。これは順調に解消されていますか。

○井上農村計画課長 令和5年度からの事故繰越ということで2件ございました。そこは、令和7年度の入札で解消されて今契約いただいて、工事がスタートしております。

○川添委員長 ほかがございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 資料32ページをお願いいたします。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の策定についてです。

4月の委員会で御報告した内容と同様ですので、説明は割愛させていただきますが、先般5月26日に農政審議会を開催し、計画策定について諮問を行ったところでございます。今後、農業者等との意見交換を実施するなど、計画の策定を進めてまいります。

続きまして、33ページを御覧ください。

本計画の目標についてです。

現行計画では、令和12年までの目標として赤字で記載している持続可能な魅力あるみやざき農業の実現を掲げておきまして、後期計画におきましてもこの目標を継承いたします。引き続き、あらゆる危機事象に負けない農業である新防災、賢く稼げる農業であるスマート化をキーワードといたしまして、みやざき型家族農業の強化や、農業・農村の重要性の県民との共有という視点も取り入れながら、本県農業のさらなる魅力向上を図ることで、目標の実現に取り組んでまいります。

続きまして、34ページを御覧ください。

目指す将来像についてでございます。

農の魅力を産み出す、農の魅力を届ける、農の魅力を支えるという3つの視点で将来像を描いてございます。

まず、視点1の「農の魅力を産み出す」では、様々な就農ルートの確保や魅力ある農業者の姿の発信によりまして、多様な人材の確保が進んでいるというような将来像を、続いて視点2の「農の魅力を届ける」ではスマート農業技術や効率的な生産環境等の構築によりまして、持続的なスマート生産基盤が拡大するというような将来像を、最後に視点3の「農の魅力を支える」では、多様な人材の活躍や他産業との組み合わせで所得と雇用が確保され、魅力あふれる農山村となるというような将来像を掲げてございます。この将来像を後期計画においても継承するというところで考えてございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

後期計画の全体構成についてです。

基本的には現行の構成等を維持しつつ所要の見直しを行うこととしておりますけれども、後期計画では、特に赤字で囲んでおります重点プ

ロジェクトを設定したいと考えております。重点プロジェクトの内容につきまして36ページをお願いいたします。

まず、(1)の考え方でございますが、本プロジェクトは後期計画におきまして、重点的かつ横断的に取り組むべき施策をまとめたものでございまして、①の本県農業を取り巻く情勢の変化や②の国の動向といった視点を踏まえながら食料安全保障の観点から本県が将来にわたって食料供給基地としての役割を果たすために人材の確保・育成、生産性と持続性の両立に向けた施策を重点的に展開していきたいと考えております。

(2)の構成につきましては①～③の3つの柱で整理したいと考えてございます。

詳細につきまして、37ページを御覧ください。

重点プロジェクトの検討の視点について、まず、①多様な担い手や人材の確保、育成につきましては、例えば、地域に応じた品目の担い手の確保育成や経営マネジメント能力を備えた農業経営者の育成、外国人材や短期就労人材等の確保育成の強化といった視点を考えております。

続きまして②の生産性の高い農業の展開におきましては、例えば地域計画に基づいた農地の集約・大区画化や地域特性に応じたスマート農業技術の導入、分業生産体制の構築による生産力の維持といった視点を考えてございます。

最後に③の持続性の高い農業の推進では、化学肥料や化学農薬の使用量の低減、有機農業の推進、重油使用量の低減など、脱炭素化の推進などを検討の視点として掲げてございます。今後、重点プロジェクトにつきましては、農業者との意見交換等を行いながら、どういった施策をここに位置づけるべきかといったところを検討していきたいと考えています。

○西田水産政策課長 資料38ページを御覧ください。

さい。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の策定について説明いたします。こちらのページについては、4月の委員会で御報告した内容と同様ですので、説明は割愛いたしますが、先般5月22日には、県水産業・漁村振興協議会を開催し、計画策定について意見聴取したところであり、今後、漁業者等との意見交換を実施するなど計画の策定を進めてまいります。

39ページを御覧ください。

本計画の目標についてです。

現行計画では、令和12年までの目標として、青枠内にありますひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業を掲げており、後期計画においてもこの目標を継承いたします。

40ページを御覧ください。

めざす将来像についてです。

現行計画では、青枠内にあります持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村としまして、4つのひなたイオベーションを展開することで、経営体の成長、漁村の活性化により、多様な人材が集まる成長のサイクルが形成され、その成長を支える水産資源と生産基盤が充実している将来像を掲げております。この将来像も後期計画に継承いたします。

41ページを御覧ください。

後期計画の全体構成についてです。

後期計画では、資料の中ほどにありますとおり、目標と目指す将来像を継承しつつ、社会・水産業情勢の変化等を踏まえ、4つの重点施策をアップデートしてまいります。

42ページを御覧ください。

後期計画の重点施策についてです。

上の枠内にありますとおり、国の動向などを踏まえつつ、本県水産業を取り巻く新たな情勢変化の波に乗り、本県水産業の成長産業化を現

現するため、重点施策を改定いたします。各施策の改定に当たりましては検討の視点としまして、①の「人口減少社会に対応した生産環境の拡大」では、陸上養殖などの新技術導入による生産力強化の環境整備や水産試験場と県立高等水産研修所の統合による研修機能の強化、働きやすく魅力ある労働環境の整備といった視点。

②の「成長をつかむ高収益化」では、高性能漁船の導入や複合経営化等による経営体質の強化や制度資金、漁業共済等の活用による経営の安定化、生産者・加工業者等の連携等による輸出拡大、加工技術開発や新たな商品開発に係る支援体制の機能強化といった視点。

③の「気候変動に対応した持続可能な水産業の実現」では、水産流通適正化法適用に伴う新たな管理体制によるウナギ稚魚流通の透明化や核藻場の造成や施肥、植食性漁類対策等による藻場の維持拡大、内水面の生態系保全といった視点。

④の「力強くにぎわいのある漁村づくり」では、漁港の防災・保全対策や合併による一体的な漁協系統組織づくりと合併後における運営基盤の安定強化支援、漁港施設の有効活用等による海業などを検討の視点として掲げております。

今後、漁業者との意見交換等を行いながら、重点施策の内容などを検討してまいります。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料43ページを御覧ください。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園に係る次期指定管理候補者の選定についてです。研修センター及び公園の管理運営は、平成27年度から指定管理者制度を導入し、今年度で今期の指定期間が満了となることから、7月から次期指定管理者の募集を開始することの御報告をさせていただくものです。

まず、1の現在の指定管理者の管理運営状況

についてであります。

(1) 施設の概要ですが、現在は、学校法人宮崎総合学院を指定管理者として指定しており、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

44ページをお願いします。

(2) 施設利用状況について、近年は、新型コロナウイルスの5類感染症への移行による公園利用者数の増などにより、いずれの指標においても増加傾向となっております。

次に(3)施設収支状況であります。生産物の売払収入の確保などにより、安定した運営がなされているところであります。

(4) 利便性やサービスの向上、利用者増の取組につきましては、自主企画イベントの開催や、農業者向けリカレント研修、オンライン受講体制の整備、ホームページやSNS等を活用した情報発信などに取り組んでいるところです。

45ページをお願いします。

(5) の評価についてであります。

指定管理通算10年目であり、農業の普及啓発や新規就農者の育成、来場者増加に向けたイベントの開催など、精力的に行っており、新たな担い手の確保、育成において、着実に成果を上げるとともに、公園施設の利用促進についても適切に取り組んでいると評価しております。

次に2、次期の募集方針についてであります。

まず、(1)業務の範囲につきましては、研修センターや公園の利用、施設の維持・保全に関する業務等でありまして、今期と同様の業務により募集を行う予定です。

46ページをお願いします。

(2) 指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

(3) 基準価格につきましては、①が研修セ

ンター及び公園の管理運営に必要な費用として、県から指定管理者に交付する指定管理料であり、②がみやざき農業実践塾等で生産された農産物の売払収入と施設の利用料金でございます。

指定管理料については、①の基準額を上限にして応募をしていただくこととなります。

次に、(4)募集概要ですが、募集期間を7月7日から9月8日の約2か月間とし、7月25日に現地説明会を開催する予定です。募集につきましては、県の広報、ホームページ等で周知することとしております。

47ページをお願いいたします。

(5) 指定管理者の選定についてであります。

審査の流れにつきましては、まず、県で書類審査を行い、その後、有識者で構成されます選定委員会において、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行います。

最後に選定会議により選定委員会の審査結果を確認し、管理候補者を選定します。

48ページをお願いいたします。

(6) 選定基準ですが、①住民の平等な利用の確保等の6項目としております。

49ページをお願いいたします。

最後に3、スケジュールですが、6月5日に第1回目の選定委員会を開催し、募集方針等を議論したところです。

今後は、7月7日から約2か月間募集を行った後、9月中旬に書類審査を実施し、10月中旬頃には指定管理候補者を選定する予定であります。その後、11月、定例県議会で議案として提出し議決をいただいた後指定管理者の選定を行い、来年4月から新しい指定管理者による業務を開始する予定となっております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑ございませんか。

○二見委員 第八次宮崎県農業・農村振興長期

計画の件ですけれども、自民党の森山幹事長がお米を作るに当たって60キログラムのもみを作るのに、1ヘクタールであれば9,000円、2反であれば1万3,000円経費がかかると言われました。国のほうで調査された結果と思うんですが、この経費は機械、人件費、本人の労務費ということも含めての経費なのか情報はありますか。

○吉野農業普及技術課長 農業普及技術課では、地域の県内の主要品目ごとに経営管理指針を作成しており、経営費を算出するので、それをお答えさせていただこうと思います。その場合は当然ながら肥料費や種苗費を入れますし、雇用している場合は労賃、自身の自家労賃も加えて経営管理指針を作成しております。委員がおっしゃる数字は把握しておりませんが、恐らく算出する場合は、それらを含めての計算だと推察しているところです。

○二見委員 今回米の価格の問題で、いろいろ勉強させられたと思うのは、米がなくなったということが社会問題の一つかなと思うんです。主食がなくなることの国民の不安、これは、食料安全保障の問題からも生産分野として農政はしっかり考えなければならぬ。農業といっても、いろんな作物があるわけですよ。葉物から畜産、水産、水産業はまた別かもしれないけれども、とにかく食料品というもので考えたときに、国民の食べるものをいかに確保するか、米がもし不作だったとしても、例えばカンショとかを主食用に転用するとか考えられます。食料をいかに確保するかということが今後の農業の一番の大事な視点と思うんです。カロリーベースといたら葉物というのはほとんどカロリーがないわけだけでも、みんなが食べていくものとして何が大事なのかです。恐らく宮崎県で頑張っている宮崎牛だったりマンゴーだったり、高級品に近いものというのは、日常で食

べるものとは違うので、安全保障問題からは別分野になってくるのかなと思うんです。そういった視点での農業の在り方を考えなければならぬと思ったところでした。

農産品の価格の在り方、県としては全国のニーズ等と調査した上で、作付面積はこれくらいということなのかもしれないんですけれども、どれくらいの価格で買ってもらわなければ、農家の人たちがやっていけるのかいけないのかというところ、非常に大きな問題だろうと思います。担い手が減っていき、やっていけないという見通しがあるのであれば誰もやりたいとは思わないじゃないですか。今回の米の価格で、1ヘクタールでの9,000円の経費とか、2反だったらいくらというのを計算したときに、例えば、米を10ヘクタール作ったときに、1ヘクタールで20俵もみが取れたと換算していくと、年間で1,600万円ぐらい余る。去年の1万2,700円の買取価格であれば、先ほど言った労賃とかを含まないでそれぐらい残る。そしたら、去年の売り渡した農家の話を聞くと、去年はよかったと言うけれども、その前の年はどうだったかということ、420万円残るだろう。一昨年が6,600円で30キログラム売り渡した、買い取ってもらったときです。要するにそれが10ヘクタール作っている人の規模感です。これが1ヘクタールになり、5反、2反しか作っていない人たちというのは本当にもうかわいそうなくらいの年間収入になってくるわけです。その中で従事していくのかということ、これから農業をやっていく人たちの見通し、今後の展望を見せるためには、検討した上でこの計画を展開していかねばならないと思うんです。大小規模を問わず、個人・法人別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を宮崎県としては強化していくといった場合に、家族経営規模となるとどれくら

い、米、畑、果樹はどれくらい、どういう経営体をやれば、農家の人たちはやっていけるのか、JAを中心とした小規模な人たちが集まって本当に経営をやっているような農業を目指すのか、営農法人とか、地域集落営農とかを目指してやっていくのかとか、見通しをしっかりと考えなければならないことなのかなと思います。計画の全体的なイメージはよく分かります。細かいところまで各論を突っ込んで組み立てられるかといったら、また現状と合わないところも出てくるんだろうと思うんだけど、それぐらい引っ張っていくほうとしては配慮していくべき問題なのかなと思います。JAとどういう協力関係をつくっていくのか、ほかの営農法人とかでどういうふうにやっていくのか、どうしても農地が小さい人たちにとっては、やっていけないというのが目には見えていると思うんです。そこ辺までフォローアップしていけるような、宮崎県で農業をやっている、それで生活していけるんだというものを提示できるような計画になるようにできるだけ細部まで方針を示してほしいなと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○梶原農政企画課長 委員おっしゃるとおりでございまして、冒頭にお話がありましたけれども、食料安全保障という観点では、昨年、25年ぶりに国において食料農業農村基本法が改正されました。その中に新たな柱として食料安全保障ということが位置づけられたというところも踏まえて、本県食料自給率でいえば、生産額ベースでは、ここ20年以上、全国1位を保っているというところで、食料生産基地としての役割を果たすためにもこの計画をしっかりと作り込んでいく必要があると考えております。

また、先般、食料の価格形成に関して食料システム法案という、再生産可能な価格を目指し

ていくというところで、消費者と生産者双方が納得できる価格を目指す努力義務が新たに法律に規定されました。こういった社会の全体の方向性として、農家と消費者がそれぞれ納得できるような価格形成という方向に向かっていっていると考えております。農家が持続的に農業経営を続けていけるためには、委員おっしゃるとおり、農業でしっかりと所得が上げられることが非常に重要になってくると思いますし、そういう所得を実現しなければ、次の世代を担う新規就農者も入ってこないだろうと考えております。

法人は法人としてしっかりと今後規模拡大をしていただくために生産性向上していただくことは重要だと思いますし、法人ではなくて個人経営体の方もしっかりと所得を上げるためには生産性を高めていただくということが重要になってくる。それが所得の確保につながっていくと考えておりますので、しっかりと今回の重点プロジェクトも含めて、生産性の向上のために何ができるのか、どうすれば人が入ってきて農業が持続的になっていくのかということも、しっかりと将来像を示せるような政策を今回の計画には盛り込んでいきたいと思っております。

○二見委員 令和5年の価格で売り渡したお米が5キログラム4,000円ぐらいに跳ね上がってそれはもう農家の方たちは怒ったでしょうけれども、それでも売れるような状況になったということで、去年の価格が1万2,000円ぐらいになったという話じゃないですか。その価格は、JA等が集めて2%上乘せし、中卸業が20%ぐらい、物流の中では2、3割ぐらい上乘せしていくときに、小売でまた2割ぐらい上乘せていくと、最終的に5キログラムで4,000円ぐらいになるわけです。これは価格が下がらない、今の価格状況というのはどうしても高止まりしてい

くというのが去年の買取価格ということも考えれば、農家の方たちが稼げるような農業でなければならぬ。消費者の方たちも飢えてはいけないんだという価格でなければならぬ。先ほどの経費の話もそうだけれども、面積が小さいところで経費が上がってしまう。中山間地域とか平場の広い農地を確保できないところはこういう農業をしなければならないのか、平場のところではどれだけの大きな規模のところではいかにか経費を抑えられるようなスマートな農業をできるのかとか。出来上がったお米とか農産物は同じようなものなのか。同じ金額になるのか。そこら辺まで考えて農業の政策をやっていかないといけないというものです。少量であってもやはりブランドが高ければ高くで売れるというものを作っていくのか、安価なものを提供していくのか、マクロの世界だけではなくてミクロの個別のところまでしっかりフォローアップするような農政の企画をぜひ頑張っていたきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○井本委員 この米騒動は、食料安全保障という国の大前提があるなら、これは需要と供給に任せるような問題ではないと思うんです。ところが需要と供給に任せる部分があるからどうしても齟齬が出てしまう。県だけでできる話ではないので、食料安全保障というのなら、消費者には安く、生産者にはそれなりのものという形に国がしていかないといけないと私は思います。国のほうに、宮崎県だけの独自計画を立てても、できませんよと言ってください。食料安全保障はぜひともしっかりした計画を国のほうで立てていただきたい。

○下沖副委員長 資料35ページ、重点プロジェクト（仮称）①～③の3本柱があるんですけども、食料システムの改定にあたって、こ

の3項目を含んだ適正価格を含めた価格転嫁はこの3つに全部絡んでくるのか、この図を含めて今後また検討されていくのか、今後長期計画の中でどのように考えているのか、考えがあれば教えてください。

○梶原農政企画課長 これからの議論になるかと思えますけれども、農業の価格形成に関しては、消費者視点も大事かと思えますので、そこについては今の③の持続性の高い農業ということで、農業農村に対する県民の理解醸成を図り、コストを含めた価格形成について県民の理解醸成は検討していきたいと思っています。その前提としてということでお話いただきましたのでその視点も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

○下沖副委員長 内容を見ていると努力義務とか、曖昧なところもあるもので、農水省がどのぐらい本気でやるのかなと思えました。あと県、業界団体を含めてどのぐらい本気で価格転嫁、適正価格を求めていくのか、この長期ビジョンの中に少しでも努力義務となっているから、はっきり書くのが難しいのかもしれないですけども、いろいろ研究していただきたいなと思います。

○川添委員長 ほかがございませんか。

○山下委員 昔は食糧管理法があって、農家からは安定生産ができるように高額で買って消費者に安く売り渡す、これが廃止されました。令和の米騒動を契機に安定した生産体制を確立していくためには、制度改革が必要だろうと思うんです。ぜひその辺は国へ私からもお願いしておきたいと思うんですけども、米政策を本当にしっかりやってもらいたいなと思っています。

それと、資料33ページ、長期計画をつくったときの言葉で、賢く稼げる農業が出ています。賢く稼げる農業は、どういうニュアンスでしょ

うか。

○梶原農政企画課長 この賢く稼げる農業を表すスマート化につきましては、前期計画から引き継いだ概念でございます。このスマート化、賢く稼げる農業はスマート農業も含めた概念であるんですけれども、そのスマート農業、技術的などころだけではなくて、農業者の経営ステージに応じた生産性を向上させるというところで、農地集約、団地化等の効率的な生産環境の整備でありますとか、分業生産体制の構築も含めて、スマート農業プラス生産環境整備というところで県独自の考え方としてお示ししている概念でございます。

○山下委員 それと、10か年計画の見直しが今年ということで、農家は、今まで家族経営体が大体支えてきたんですけれども、高齢化して、担い手が育っていないということで、農業の生産現場が大きく変わってきていると思うんです。私は、先日JA都城の和牛の生産状況を調べてみました。令和2年度と令和6年度を比較して、令和2年度の和牛の繁殖農家戸数が1,100戸あったのがもう789戸です。生産頭数も令和2年度に2万300頭いたのがもう1万7,200頭です。県内全体でいったら8万頭という数字が大きく崩れてきていると思うんです。だから、この現状を見るとときに、農業県である宮崎県として生産維持、拡大というのは非常に厳しいと思うんです。そこを考えるとときに、後期計画の中で、農家戸数を維持しながら生産力を下げないようにするために5か年計画はどこにポイントを持っていますか。

○梶原農政企画課長 長期におきましては、構造展望という形で将来の農家戸数のあるべき姿をお示ししています。現行の計画におきましては、農業経営体数は令和7年度時点で2万7,950というところなんです。

一方で、委員おっしゃるとおり、農家戸数の減少というものが従来の予想に比してより急速に進んでいるというような現状もございますので、そういったこれまでの趨勢も踏まえて、この将来あるべき姿というところは今後しっかりと検討していきたいと思っております。

○山下委員 5年前に作った計画からしたら、かなりの勢いで農家の生産現場は衰退しているんです。私はもう危機的状況になってくるような気がするんです。農業法人数が今910ほどになってきたということで、その実態を私もいろいろ調べてみました。生産体制もないような経営体もかなりある気がするものですから、再度徹底して調査していかないと、生産計画のめどが立たないと思うんです。

また、家族経営体の所得について、私は夫婦で1,000万円以上の農家所得を目指していかないと、ここに書いてあるような夢のある農業なんてできないと思います。具体的に夫婦で1,000万円以上の所得を得るための安定経営を目指すための戦略を練っていく必要があります。ぜひそこへの見通しをお願いしたいのですが、後期計画の具体性とかそういうものが描けているんですか。

○梶原農政企画課長 所得の話でございますけれども、現行の計画におきましては、まずは安定的かつ効率的な経営を目指すというところで、所得の目標を他産業並みというところで、640万円を設定しております。またさらにステップアップした姿として、家族経営体で1,000万円の所得を現行では目指しているというところがございます。実際の実績につきましては個別の正確な所得額は統計がなかなか取れないというところで、正確な数字を把握するのは難しいところではありますけれども、農林業センサスの数字を用いて、ある程度推定をしますと、1,000万

円以上の所得があると想定されます3,000万円以上の売上げがある農業経営体数が1,372経営体、これは個人も法人も含む数字であります。これは、全農業経営体数が2万1,100ぐらいありますので、全体に占める割合は6.5%ぐらいということで考えております。最新の数字につきましては、山下委員おっしゃるとおり、農業を取り巻く情勢というものが変化しておりますので、これから把握していくというところになりますけれども、農林業センサスの2025年版、これが令和8年11月に公表されるというところがございます、直近の数字につきましてはそちらのほうで把握をしていきたいと考えております。いずれにしても、1,000万円以上の所得を目指すというところは維持しつつ、後期計画でどういった施策を打つべきなのかというところは、しっかりと重点プロジェクトも含めて検討していきたいと思っております。

○山下委員 農林業センサスの数字で3,000万円売上げに対して1,000万円の所得というのは以前の話で、今とんでもないです。30%も所得率があるなんて考えられないですから、令和8年に新たな情報が出るということを知りましたので、後期計画の中では、実数をなるべく早くつかむこと、そして、農家所得は、青色申告をしていく中では、減価償却費を免除できますよね。所得から減額されるので、この数字が出てくるんですけれども、私は減価償却を家族経営体だったら200万円～300万円とか出てくるだろうと思うんですが、これも所得で見ていると思うんですよ。本当はこの減価償却費が余蓄で残っていないといけない。それを計算した農業経営体になっていかないと夢ある農業はできないんですよ。だから、減価償却資産ぐらいは毎年毎月いわゆる内部留保ができていくような経営体を目指していかないと、後継者は育たないです。夢

ある農業はできないと思うんです。その実態をしっかりと捉えてください。

○前屋敷委員 今回の米不足の中で、日本の農業と食をいかに守るかが大事であるというのが明らかになったと思うんです。集約して大規模な効率性を求める農業も必要だけれども、日本のこの地形から見て家族農業が一番日本の農業には適しているというのはこれまでも言われてきたし、国連においても家族農業の10年というような位置づけもあったりして、世界的にもやはり家族農業は本当に重視されている、そういう状況があると思うんです。

そして農業そのものはやはり自然に影響される、これがもう唯一ほかの産業とは違うところで、毎年この気候変動の中では、大変不利な条件を抱えながら農業を営まなければならないということになっています。

国民の主食であるこの米を支えてくださる農家の皆さんの再生産できる農業をどうつくっていくかというのは、国、地方も一緒になって考えていかなければならない課題だと思うんです。しかし、これまでの政府の農業の方向、方針が、流通も価格も市場任せにするという中で、生産者米価がどんどん下がって、もう農業では食べていけないと、米作って飯を食えないという話もありましたけれども、まさにそういう状況になってきたなと思うんです。

これからの農業は、日本においては、集約も大事ですけど、家族農業をどうしっかり支えて、農家が本当に米も含めて作りたい作物を保障して、生産してもらえる状況をつくっていくことが必要です。食管法があつたにもかかわらず廃止してしまつて、市場任せにしてしまつたというのも、今の農業の状況をつくつてきた、大きな誤りだったと思うところです。そういっ

※次ページに訂正発言あり

た意味で、農業県である宮崎県でこそやっぱりしっかり土台にして、農家を支え、食料を守っていく、国にもどんだこの宮崎県からも要求、発信していった安心して農家を支えて食料を守っていくという方向に今度のこの計画もしっかり充実をさせてほしいと思います。

○梶原農政企画課長 先ほどの山下委員への私の答弁の中で、農林業センサスの2025の公表時を申し上げましたけれども、概要につきましては、今年の11月にオープンになるというところでもありますので、この概要も踏まえて、しっかりと後期計画のほうは議論していきたいと考えております。詳細につきましては、令和8年の3月にオープンになるというところで、承知してございます。

○白石農産園芸課長 先ほど大豆の自給率の数字を3%と申し上げました。カロリーベースではそのような数字ですが、イメージが違っていましたので補足いたします。実際の数量ベースの国産の数字ですけれども、大豆全体の自給率は7%程度です。大豆は食用のほか精油用とか飼料用とかでして、その中で食用と言われるものが豆腐、豆乳、納豆とかですけれども、これについては国産割合が24%で、少しイメージが異なっておりましたので補足させていただきます。

○川添委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時34分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、19日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時20分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後3時34分散会

令和7年6月19日(木曜日)

午後1時17分再開

出席委員(7人)

委員長	川添博
副委員長	下沖篤史
委員	山下博三
委員	二見康之
委員	野崎幸士
委員	井本英雄
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木耀一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否を含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時17分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括採決がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号及び議案第10号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号及び議案第10号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてです。

委員長報告の項目及び内容につきまして、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時20分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、7月16日に予定されております閉会中の委員会について御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時23分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

7月16日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月29日から31日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

午後1時31分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、先ほどの御意見を含めて、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 以上で委員会を閉会いたします。

午後1時41分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川 添 博

